

変 更 前				補 正 後				変更理由																
<p>7-2 使用施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B棟</td> <td>鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。</td> <td>延床面積 約900 1階 約800 2階 約100</td> <td>耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：消防法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>(記載なし)</u></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様		B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：消防法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>(記載なし)</u>	<p>7-2 使用施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B棟</td> <td>鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。</td> <td>延床面積 約900 1階 約800 2階 約100</td> <td>耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「[4] 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「[4] 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																					
B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：消防法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>(記載なし)</u>																					
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																					
B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u>  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「[4] 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>																					
<p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th colspan="2">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td><u>1 台</u></td> <td colspan="2">図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速：<u>0.5m/s</u>以上 (1/3 開口状態)</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個 数	仕 様		フード (実験室4)	<u>1 台</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)		<p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th colspan="2">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td><u>1 基</u></td> <td colspan="2">図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速：<u>0.5 m/s</u>以上 (1/3 開口状態)</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個 数	仕 様		フード (実験室4)	<u>1 基</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)		
使用設備の名称	個 数	仕 様																						
フード (実験室4)	<u>1 台</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)																						
使用設備の名称	個 数	仕 様																						
フード (実験室4)	<u>1 基</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)																						

変更前				補正後				変更理由
		最大取扱量：16mg (Pu)				最大取扱量：16 mg (Pu)		・表記の見直しを図るため。
安全設備 アナンシェータ (居室) 非常用発電装置	1 式  2 基	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で 200kVAを共用する。		安全設備 アナンシェータ (居室) 非常用発電装置	1 式  2 基	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で 200 kVAを共用する。		
放射線管理設備 排気モニタ その他	1 式  1 式	図7-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 エアスニファ、β線用退出モニタ等		放射線管理設備 排気モニタ その他	1 式  1 式	図7-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 エアスニファ、β線用退出モニタ等		
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。				
8-1 貯蔵施設の位置 (省略)				8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)				
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様にて標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わな
貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ  (記載なし)	貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「[21] 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

変 更 前					補 正 後					変更理由			
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備						い。  ・表記及び表現の見直しを図るため。  ・誤記修正を行うため。		
貯蔵施設の名称	個 数	最大収納量		内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	貯蔵施設の名称	個 数	最大収納量		内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	
核燃料物質貯蔵箱	1 基	天然ウラン	100g (U量)	酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム 固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4 台引き出し数 16 個 プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10mm 以上	核燃料物質貯蔵箱	1 台	天然ウラン	100 g (U量)	酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム 固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4 台引き出し数 16 個 プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10 mm 以上		
		劣化ウラン	10g (U量)					劣化ウラン	10 g (U量)				
		濃縮ウラン	濃縮度 20% *1 未満					50g (U量)	濃縮ウラン			濃縮度 20% *1 未満	50 g (U量)
		プルトニウム	10g (Pu量)					プルトニウム	10 g (Pu量)				
* 1 : %は質量分率を示す。					* 1 : %は質量分率を示す。								
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様			貯蔵設備の名称	仕 様							
安全設備					安全設備								
アナンシェータ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			アナンシェータ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
非常用発電装置		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
放射線管理設備					放射線管理設備								
排気モニタ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備								
9-1 気体廃棄施設					9-1 気体廃棄施設								
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)								

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
排気室 1 排気室 2 機械室 排気筒	「7-2 使用 施設の構造」と 同じ	「7-2 使用 施設の構造」と 同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ  (記載なし)	排気室 1 排気室 2 機械室 排気筒	「7-2 使用 施設の構造」と 同じ	「7-2 使用 施設の構造」と 同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないよう にするため、添付書類 1 の「[22] 廃棄 施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事とも伴わない。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び</p>
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕 様			気体廃棄設備の名称	仕 様			
排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12m (海拔高さ：20.5m) 排気量：約 21 700m <sup>3</sup> /h (記載なし)			排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12 m (海拔高さ：20.5 m) 排気量：約 21 700 m <sup>3</sup> /h <u>標識：添付書類 1 の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			
排気装置	管理区域給排気系統を図 9-1-2 に示す。 フード系、実験室 7・ <u>排気室系</u> 及び実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系の 3 系統からなる。 排風機：4 基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系 (Pu 使用フード系) EF-1 約 10 500m <sup>3</sup> /h 1 基 EF-2(予備) 約 10 500m <sup>3</sup> /h 1 基 <u>実験室 7・排気室系</u> EF-5 約 4 000m <sup>3</sup> /h 1 基 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 20 100m <sup>3</sup> /h 1 基 (記載なし)			排気装置	管理区域給排気系統を図 9-1-2 に示す。 フード系、実験室 7・ <u>排気室 1 系</u> 及び実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系の 3 系統からなる。 排風機：4 基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系 (Pu 使用フード系) EF-1 約 10 500 m <sup>3</sup> /h 1 基 EF-2(予備) 約 10 500 m <sup>3</sup> /h 1 基 <u>実験室 7・排気室 1 系</u> EF-5 約 4 000 m <sup>3</sup> /h 1 基 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 20 100 m <sup>3</sup> /h 1 基 <u>標識：添付書類 1 の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			

変 更 前		補 正 後		変更理由
送風機及び排風機インタロック	建屋内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が上廻らないようにする。	送風機及び排風機インタロック	建家内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が上廻らないようにする。	び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2段（フード系） 1段（実験室7・排気室系1、 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系） 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。	排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2段（フード系） 1段（実験室7・排気室系1、 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系） 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。	
安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
9-2 液体廃棄施設 B棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。 B棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。		9-2 液体廃棄施設 B棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。 B棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。		・表現の見直しを図るため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様について明確化を行う。なお、
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)		9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)		
9-2-2 液体廃棄施設の構造		9-2-2 液体廃棄施設の構造		
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	(記載なし)	
B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		
廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「[22]廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		
廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		

新旧対照表

B 棟 本 文

変更箇所を 示す。

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備 (省略)				9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし)				本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				
9-3 固体廃棄施設				9-3 固体廃棄施設				
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)				9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S I 単位への表記に記載を統一するため。</li> <li>・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、</li> </ul>
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟				B棟				
容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 実験室 3 実験室 4 実験室 6 実験室 7 廃棄物保管室 1 廃棄物保管室 2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 と合わせて、350 本 (200 リットルドラム缶換算) 保管できる。(ウラン系固体廃棄物 150 本 <sup>(注1)</sup> 、プルトニウム系固体廃棄物 200 本 <sup>(注2)</sup> 、コンテナの収納量はドラム缶 4 本として、F サイズコンテナの収納量はドラム缶 1.5 本分として換算する。)	容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 実験室 3 実験室 4 実験室 6 実験室 7 廃棄物保管室 1 廃棄物保管室 2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 と合わせて、350 本 (200 L ドラム缶換算) 保管できる。(ウラン系固体廃棄物 150 本 <sup>(注1)</sup> 、プルトニウム系固体廃棄物 200 本 <sup>(注2)</sup> 、コンテナの収納量はドラム缶 4 本として、F サイズコンテナの収納量はドラム缶 1.5 本分として換算する。)	
(注 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数 (注 2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力 36 000 本の内数				(注 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数 (注 2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力 36 000 本の内数				

変 更 前			補 正 後			変更理由																																				
<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td>1 台</td> <td>図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼           アクリル樹脂 風 速：<u>0.5m/s</u>以上(1/3開口状態) 最大取扱量：<u>16mg</u> (Pu)</td> </tr> <tr> <td>安全設備 アナンシェータ (居室)</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用発電装置</td> <td>2 基</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>			固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様		フード (実験室4)	1 台	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <u>16mg</u> (Pu)	安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td>1 基</td> <td>図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼           アクリル樹脂 風 速：<u>0.5 m/s</u>以上(1/3開口状態) 最大取扱量：<u>16 mg</u> (Pu)</td> </tr> <tr> <td>安全設備 アナンシェータ (居室)</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用発電装置</td> <td>2 基</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>			固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様	フード (実験室4)	1 基	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <u>16 mg</u> (Pu)	安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり
固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様																																								
フード (実験室4)	1 台	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <u>16mg</u> (Pu)																																								
安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様																																								
フード (実験室4)	1 基	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <u>16 mg</u> (Pu)																																								
安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								

変更前	補正後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機(安)101(平成27年1月19日付け26原機(安)106をもって修正)及び平成28年3月31日付け27原機(安)061(平成28年5月31日付け28原機(安)012をもって修正)をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に<math>5\text{ mSv}</math>を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機(安)101(平成27年1月19日付け26原機(安)106をもって修正)及び平成28年3月31日付け27原機(安)061(平成28年5月31日付け28原機(安)012をもって修正)をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に<math>5\text{ mSv}</math>を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<math>16\text{ mgPu/室}</math>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<u>空気流</u>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で風速<math>0.5\text{ m/s}</math>以上に<u>保つだけ</u>の排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は<math>1.0 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3</math>以下であり、ほとんどが不検出(バックグラウンド以下)である。また、作業環境の表面密度は、<math>4 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^2</math>以下におさえ、<u>異常汚染が出た</u>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき〔静圧<math>300\text{ Pa}</math>(<math>30\text{ mmH}_2\text{O}</math>)以下〕など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年1回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の貯蔵施設である貯蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<math>16\text{ mgPu/室}</math>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<u>空気の流れ</u>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で、<u>風速が<math>0.5\text{ m/s}</math>以上になるよう</u>排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は<math>1.0 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3</math>以下であり、ほとんどが不検出(バックグラウンド以下)である。また、作業環境の表面密度は、<math>4 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^2</math>以下におさえ、<u>汚染が検出された</u>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき〔静圧<math>300\text{ Pa}</math>(<math>30\text{ mmH}_2\text{O}</math>)以下〕など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年1回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の貯蔵施設である貯蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>



変更前	補正後	変更理由
<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は漏えいの防止のため、鋼製のプルトニウム保管用内容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p>	<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は漏えい防止のため、鋼製のプルトニウム保管用内容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>
<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウラン取扱いに伴う外部被ばくは、主に<sup>235</sup>Uからのγ線(186 keV)と<sup>238</sup>Uの娘核種である<sup>234</sup>Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO<sub>3</sub>を使用したときはUO<sub>3</sub>中の残存核分裂生成物(FP)、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるが、このUO<sub>3</sub>を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約<b>1 ppb</b>程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO<sub>3</sub>中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、<sup>235</sup>Uあるいは<sup>234</sup>Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウランから濃縮ウランまで様々である。今後考えられる種類、量のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が<b>10g</b>の場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約<b>1.1</b>パーセント、ウラン量約<b>200g</b>の再処理回収UO<sub>3</sub>について、線量率を実測したところ表面の線量率：<b>4.6 μSv/h</b>、<b>50cm</b>離れた線量率：<b>0.3 μSv/h</b>であった。</p> <p>この結果からウラン量<b>10g</b>の場合の線量率はより低くなるがここでは<b>0.3 μSv/h</b>と仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約<b>0.43 mSv/年</b>となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウム取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまで、B棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が高かったものは約<b>4.6g</b>のプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量率はγ線</p>	<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウランの取扱いに伴う外部被ばくは、主に<sup>235</sup>Uからのγ線(186 keV)と<sup>238</sup>Uの子孫核種である<sup>234</sup>Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO<sub>3</sub>を使用したときはUO<sub>3</sub>中の残存核分裂生成物FP、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるが、このUO<sub>3</sub>を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約<b>1 ppb</b>程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO<sub>3</sub>中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、<sup>235</sup>Uあるいは<sup>234</sup>Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウランや濃縮ウランなど様々である。今後考えられる種類、数量のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が<b>10g</b>の場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約<b>1.1</b>%, ウラン量約<b>200g</b>の再処理回収UO<sub>3</sub>について、線量率を実測したところ表面の線量率は<b>4.6 μSv/h</b>、<b>50 cm</b>離れた線量率は<b>0.3 μSv/h</b>であった。</p> <p>この結果から、ウラン量<b>10g</b>の場合の線量率はより低くなるがここでは<b>0.3 μSv/h</b>と仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約<b>0.43 mSv/年</b>となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウムの取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまでB棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が最も高かったものは、約<b>4.6g</b>のプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量</p>	<p>・表現の見直し及び誤記修正を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>72 <math>\mu</math>Sv/h、中性子線 <math>8.0 \times 10^{-2} \mu</math>Sv/hであった。</p> <p>この結果からプルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして <u>1.5 <math>\mu</math>Sv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策</p> <p>廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から <math>\gamma</math> 線 <u>1.23 <math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <u>&lt;1.0 <math>\mu</math>Sv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67 <math>\mu</math>Sv/h</u> となる（線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28cm</u>、従事者まで <u>38cm</u> として算出）。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物<u>取り扱い</u>作業を行った場合、<u>0.08mSv/年</u>となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング</p> <p>作業者の外部被ばくは、<u>実効線量についてTLDバッジにより、等価線量（手部の皮膚）について指リング線量計によって3か月ごとに定期的に測定する。</u>その他、作業内容等に  <u>応じ適宜TLDバッジ等を使用し外部被ばくを測定する。</u></p> <p>内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は、</u>空気中で散乱されて施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p>	<p>率は <math>\gamma</math> 線 <u>72 <math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <math>8.0 \times 10^{-2} \mu</math>Sv/hであった。</p> <p>この結果から、プルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして <u>1.5 <math>\mu</math>Sv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策</p> <p>廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から <math>\gamma</math> 線 <u>1.23 <math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <u>&lt;1.0 <math>\mu</math>Sv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10 cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67 <math>\mu</math>Sv/h</u> となる（線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28 cm</u>、従事者まで <u>38 cm</u> として算出）。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物<u>取り扱い</u>作業を行った場合、<u>0.08 mSv/年</u>となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング</p> <p>作業者の外部被ばく<u>の実効線量及び等価線量については、個人線量計により定期的に測定する。</u>その他、作業内容に応じ、<u>適宜個人線量計</u>を使用し外部被ばくを測定する。</p> <p>内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は空気中で散乱し、</u>施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p>	<p>ため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表記及び表現の見直しを図るため。</li> <li>・表記の見直しを図るため。</li> <li>・表現の見直しを図るため。</li> <li>・表現の見直しを図るため。</li> <li>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。</li> <li>・表現の見直しを図るため。</li> </ul>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、<u>線源量</u>は、最大収納量を考慮してプルトニウムが <b>10g</b> があると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルはORIG ENコード<sup>2)</sup>により求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、貯蔵箱（鉄、約 <b>0.3cm</b> 厚）による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード（ANISN、ライブラリ PSL40<sup>2)</sup>）を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 2 に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム <b>10g</b> をドラム缶 1 本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図 2.1 に示す。固体廃棄施設のうち、B-11 及び B-17 室については、管理区域境界に窓が無い場合、普通コンクリート <b>18cm</b> による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15 及び B-16 室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に <b>2mm</b> 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が <b>2.6 μSv/h</b> 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 <b>2mm</b> 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、<b>500h/3 月</b> で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3mSv/3 月</b> を超えることはない。</p> <p>プルトニウム <b>10g</b> をドラム缶 1 本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表 2.1 のとおりとし、70 年崩壊後のプルトニウム <b>1g</b> からの中性子線及び <u>ガンマ線</u> のスペクトルを表 2.2 に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード ANISN を用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図 2.2 及び図 2.3 に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 <b>0.12cm</b>）及び普通コンクリートの密度を表 2.3 に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ <b>1.2 μSv/h</b> 及び <b>2.4 μSv/h</b> であり、<b>500h/3 月</b> で評価した場合、それぞれ <b>0.6mSv/3 月</b></p>	<p>線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、<u>核燃料物質の量</u>は、最大収納量を考慮してプルトニウムが <b>10 g</b> があると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルはORIG ENコード<sup>2)</sup>により求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、貯蔵箱（鉄、約 <b>0.3 cm</b> 厚）による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード（ANISN、ライブラリ PSL40<sup>2)</sup>）を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 2 に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム <b>10 g</b> をドラム缶 1 本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図 2.1 に示す。固体廃棄施設のうち、B-11 及び B-17 室については、管理区域境界に窓が無い場合、普通コンクリート <b>18 cm</b> による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15 及び B-16 室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に <b>2 mm</b> 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が <b>2.6 μSv/h</b> 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 <b>2 mm</b> 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、<b>500 h/3 月</b> で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3 mSv/3 月</b> を超えることはない。</p> <p>プルトニウム <b>10 g</b> をドラム缶 1 本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表 2.1 のとおりとし、70 年崩壊後のプルトニウム <b>1 g</b> からの中性子線及び <u>γ線</u> のスペクトルを表 2.2 に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード ANISN を用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図 2.2 及び図 2.3 に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 <b>0.12 cm</b>）及び普通コンクリートの密度を表 2.3 に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ <b>1.2 μSv/h</b> 及び <b>2.4 μSv/h</b> であり、<b>500 h/3 月</b> で評価した場合、それぞれ <b>0.6 mSv/3 月</b></p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>及び <u>1.2mSv/3月</u> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <u>1.3mSv/3月</u> を下回る。</p> <p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>1. 火災事故対策</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も<u>最低限に制限し</u>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策</p> <p>B棟内で爆発事故の可能性があるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質取扱いはフード内は換気が行われているので爆発、引火は防止できる。</p>	<p>月及び <u>1.2 mSv/3月</u> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <u>1.3 mSv/3月</u> を下回る。</p> <p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>1. 火災事故対策</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も<u>必要最小限とし</u>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策</p> <p>B棟内で爆発事故の可能性があるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質の取扱い時には、フード内は換気が行われているため、爆発・引火は防止できる。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[4] <u>立ち入り</u>の防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>[4] <u>立入り</u>の防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[7] <u>施設検査対象施設</u>の地盤</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650m</b>、海拔約 <b>8.5m</b> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建屋は</u>、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>[8] 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[7] <u>使用前検査対象施設</u>の地盤</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650 m</b>、海拔約 <b>8.5 m</b> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建家は</u>安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>[8] 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
<p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5m</u> のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>B棟の<u>建屋</u>は、建築基準法に従って、台風時における最大風速 <u>60m/sec</u> に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>B棟の<u>建家</u>は、建築基準法にしたがって、台風時における最大風速 <u>60 m/sec</u> に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[11] <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>[11] <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>・条項番号の誤記修正を行うため。</p>
<p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[12] 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>[17] 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>[18] <u>施設検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <b>200 kVA</b> 以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p> <p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>[18] <u>使用前検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <b>200 kVA</b> 以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p> <p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者等に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点を置き、日常の<b>核燃料</b>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1) 密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p>	<p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者等に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点を置き、日常の<b>核燃料物質</b>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1) 密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(2)フード作業にあたっては、十分な始業点検、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の早期点検につとめる。</p> <p>(3)プルトニウムの移送にあたっては、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p>	<p>(2)フード作業に当たっては、十分な始業前点検、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の早期発見に努める。</p> <p>(3)プルトニウムの移送に当たっては、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>
<p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</li> <li>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</li> <li>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</li> </ul> <p>[21] 貯蔵施設</p>	<p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</li> <li>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</li> <li>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</li> </ul> <p>[21] 貯蔵施設</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>本施設の貯蔵施設として施設管理を行っている貯蔵室があり、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。貯蔵室の出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</p>	<p>本施設の貯蔵施設として、貯蔵室（B-18）があり、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施設の措置を講じる。また、出入口には、日本産業規格による放射能標識に「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨を記載した標識の表示を行う。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、法令要求事</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700</u>m<sup>3</sup>/h である。</p>	<p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700</u> m<sup>3</sup>/h である。</p>	<p>項である記載の明確化を行う。</p> <p>なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μm</u>径の粒子に対して <u>99.97 %</u>以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール<u>または</u>グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部をビニール袋で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p>	<p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μm</u>径の粒子に対して <u>99.97 %</u>以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール<u>又は</u>グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部をビニール袋で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>
<p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に<u>もれない</u>ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に<u>装置</u>された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する<u>ので</u>規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20Pa(2mmH<sub>2</sub>O)</u>から <u>50Pa (6mmH<sub>2</sub>O)</u>までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニターで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p>	<p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に<u>漏れない</u>ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に<u>設置</u>された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する<u>ため</u>規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20 Pa(2 mmH<sub>2</sub>O)</u>から <u>50 Pa (5 mmH<sub>2</sub>O)</u>までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニターで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>1.4 排気のモニタリング (省略)</p>	<p>1.4 排気のモニタリング (変更なし)</p>	
<p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 <math>\Psi</math> を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8g</u>のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。排気風量を <u>21 700 m<sup>3</sup>/h</u>として、プルトニウムの排気系への移行率を <math>1 \times 10^{-4}</math>、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目 <u>99.97%</u>、2段目 <u>99%</u>として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <u>100m<sup>2</sup></u>とする。</p>	<p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 <math>\Psi</math> を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8 g</u>のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。排気風量を <u>21 700 m<sup>3</sup>/h</u>として、プルトニウムの排気系への移行率を <math>1 \times 10^{-4}</math>、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目 <u>99.97 %</u>、2段目 <u>99 %</u>として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <u>100 m<sup>2</sup></u>とする。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直し</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 3 に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 <math>1 \text{ m}^3/\text{年}</math> 発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (<math>46 \text{ m}^3</math>) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてからB棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が <math>0.6 \text{ Bq/cm}^3</math> 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを確かめ、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p>これらの沈澱物は、ビニル袋等に収納し 200L ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する廃液は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室 1 に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包する。これらの発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> が予想される。</p> <p>これらの廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へは低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は <math>7.4 \times 10^8 \text{ Bq (U: } 0.1 \text{ g, Pu: } 0.2 \text{ mg)}</math> であった。) により発生した <math>\beta \gamma</math> 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、低レ</p>	<p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 3 に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 <math>1 \text{ m}^3/\text{年}</math> 発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (<math>46 \text{ m}^3</math>) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてからB棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が <math>0.6 \text{ Bq/cm}^3</math> 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを確認した後、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p>化学処理によって発生した沈澱物は、ビニル袋等に収納し 200 L ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する廃液は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、搬出までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室 1 に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納した後、これをカートンボックス又はビニルバッグに収納し、ビニルシートで二重梱包する。固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 <math>0.1 \text{ m}^3/\text{年}</math> が予想される。</p> <p>上記の廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へ運搬する場合は、低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は <math>7.4 \times 10^8 \text{ Bq (U: } 0.1 \text{ g, Pu: } 0.2 \text{ mg)}</math> であった。) により発生した <math>\beta \gamma</math> 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、低レ</p>	<p>を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し及び S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>ベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 <b>1 m<sup>3</sup>/年</b>、放射性難燃廃棄物約 <b>0.2m<sup>3</sup>/年</b>、放射性不燃廃棄物約 <b>0.3 m<sup>3</sup>/年</b>であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>運搬</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室3、実験室4、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(記載なし)</u></p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>低レベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 <b>1 m<sup>3</sup>/年</b>、放射性難燃廃棄物約 <b>0.2 m<sup>3</sup>/年</b>、放射性不燃廃棄物約 <b>0.3 m<sup>3</sup>/年</b>であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>搬出</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室3、実験室4、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p><u>4. 標識の設置</u></p> <p><u>4.1 廃棄施設の標識</u>  <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p><u>4.2 排気及び排水設備の標識</u>  <u>排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」、「排水設備」並びに「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (省略)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理                      (1) <u>排気に対する周辺環境管理</u>                      本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、<u>周辺環境の線量及び放射性物質を監視するため、定期的にモニタリングを行っている。</u>                      (2) <u>事故時の周辺環境管理</u>  <u>事故により周辺環境に放射性物質が放出された場合には、事故の規模に応じて直ちに定常管理地点その他の環境サーベイを実施する。</u></p> <p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p>	<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (変更なし)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理                      本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺で、<u>周辺環境の線量を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u>  <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>[25] 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令の要求事項に合わせて施設の周辺環境管理について記載を見直したため。</p>
<p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由																								
<p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナンシェータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="362 679 860 884"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (4% (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000MWD/t</u> (比出力 <u>35MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (省略)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (省略)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (省略)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (省略)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (省略)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナンシェータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="1312 679 1809 884"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (4% (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000 MWD/t</u> (比出力 <u>35 MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (変更なし)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (変更なし)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (変更なし)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (変更なし)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (変更なし)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									



変更前

表-1 火災事故における放出Pu等の放射能

核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu1gの放射能 (Bq)	放出Pu4.8×10 <sup>-8</sup> gの放射能 (Bq)
<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>
<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>
<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>
<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>
<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>
<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>
注2)				

注1) 軽水炉燃料 (4wt%濃縮ウラン) で平均燃焼度 28000MWD/t (比出力; 35MW/t)、燃焼後 180 日冷却したもの。

注2) プルトニウムに対する質量百分率。

(2) 相対濃度の計算

相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。

$$x/Q = \frac{1}{3600 \cdot \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ただし、

x/Q : 相対濃度

U : 放出源を代表する風速

H : 放出源の高さ

$\sigma_y$  : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m)

$\sigma_z$  : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m)

ここで、放出源の高さについては、次式により求める。

$$H = H_e + \Delta H - G_e$$

ただし、

H<sub>e</sub> : 放出源の海拔高さ (m)

ΔH : 排気筒の吹上高さ (m)

G<sub>e</sub> : 周辺の地表面の海拔高さ (m)

安全側に評価するため、ΔH = 0 とする。また、G<sub>e</sub> の値については以下の表に示す。

風下方位	北	北北西	北西	西北西
地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10

補正後

表-1 火災事故における放出Pu等の放射能

核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu 1 gの放射能 (Bq)	放出Pu 4.8×10 <sup>-8</sup> gの放射能 (Bq)
<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>
<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>
<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>
<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>
<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>
<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>
注2)				

注1) 軽水炉燃料 (4 wt%濃縮ウラン) で平均燃焼度 28 000 MWD/t (比出力; 35 MW/t)、燃焼後 180 日冷却したもの。

注2) プルトニウムに対する質量百分率。

(2) 相対濃度の計算

相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。

$$x/Q = \frac{1}{3600 \cdot \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ただし、

x/Q : 相対濃度

U : 放出源を代表する風速

H : 放出源の高さ

$\sigma_y$  : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m)

$\sigma_z$  : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m)

ここで、放出源の高さについては、次式により求める。

$$H = H_e + \Delta H - G_e$$

ただし、

H<sub>e</sub> : 放出源の海拔高さ (m)

ΔH : 排気筒の吹上高さ (m)

G<sub>e</sub> : 周辺の地表面の海拔高さ (m)

安全側に評価するため、ΔH = 0 とする。また、G<sub>e</sub> の値については以下の表に示す。

風下方位	北	北北西	北西	西北西
地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10

・表記の見直しを図るため。

・表記の見直しを図るため。

変更前	補正後	変更理由																																																												
<table border="1" data-bbox="232 293 757 363"> <tr> <td>風下方位</td> <td>西</td> <td>西南西</td> <td>南西</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="232 395 757 466"> <tr> <td>風下方位</td> <td>南</td> <td>南南東</td> <td>南東</td> <td>東南東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="232 497 757 568"> <tr> <td>風下方位</td> <td>東</td> <td>東北東</td> <td>北東</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p data-bbox="168 635 981 694">また、濃度分布の拡がりのパラメータ<math>\sigma_y</math>及び<math>\sigma_z</math>については、「気象指針」<sup>(1)</sup>に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p data-bbox="168 699 1003 794">風速 <u>1 m/s</u> の場合について、各大気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度 F 型、風下距離 <u>50m</u> (西方向の周辺監視区域境界に相当) で最大値を与え、<math>3.13 \times 10^{-5} \text{ h/m}^3</math> となる。</p> <p data-bbox="138 833 432 858">(3) 内部被ばくによる線量の計算</p> <p data-bbox="145 865 985 922">プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量 (預託線量) は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p data-bbox="197 1002 268 1024">ただし、</p> <p data-bbox="250 1034 492 1056"><math>D_m</math> : 臓器 m の線量 (Sv)</p> <p data-bbox="250 1066 526 1088"><math>R</math> : 呼吸率 1.2 (<math>\text{m}^3/\text{h}</math>)</p> <p data-bbox="206 1098 900 1152"><math>(DF)_{i,m}</math> : <u>1 Bq</u> のプルトニウム i を吸入したときの臓器 m の預託等価線量 (Sv/Bq)</p> <p data-bbox="235 1161 504 1184"><math>\chi/Q</math> : 相対濃度 (<math>\text{h}/\text{m}^3</math>)</p> <p data-bbox="250 1193 600 1216"><math>Q_i</math> : プルトニウム i の放出量 (Bq)</p> <p data-bbox="179 1225 1019 1279">ここで、<math>(DF)_{i,m}</math> については、空気力学的放射能中央径 (AMAD) は <u>1 <math>\mu\text{m}</math></u>、吸入クラスは、プルトニウムは S とし、「めやす線量」<sup>(2)</sup> に示される値を用いる。</p> <p data-bbox="138 1327 318 1353">(4) 線量の計算結果</p> <p data-bbox="145 1359 1003 1449">火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 <math>1.8 \times 10^{-7}</math> シーベルト、肺 <math>2.8 \times 10^{-7}</math> シーベルト、肝 <math>9.6 \times 10^{-8}</math> シーベルト、となり組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p>	風下方位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風下方位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風下方位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<table border="1" data-bbox="1182 293 1706 363"> <tr> <td>風下方位</td> <td>西</td> <td>西南西</td> <td>南西</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1182 395 1706 466"> <tr> <td>風下方位</td> <td>南</td> <td>南南東</td> <td>南東</td> <td>東南東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1182 497 1706 568"> <tr> <td>風下方位</td> <td>東</td> <td>東北東</td> <td>北東</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p data-bbox="1120 635 1933 694">また、濃度分布の拡がりのパラメータ<math>\sigma_y</math>及び<math>\sigma_z</math>については、「気象指針」<sup>(1)</sup>に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p data-bbox="1120 699 1960 794">風速 <u>1 m/s</u> の場合について、大気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度 F 型、風下距離 <u>50 m</u> (西方向の周辺監視区域境界に相当) で最大値を与え、<math>3.13 \times 10^{-5} \text{ h/m}^3</math> となる。</p> <p data-bbox="1090 833 1384 858">(3) 内部被ばくによる線量の計算</p> <p data-bbox="1097 865 1937 922">プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量 (預託線量) は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p data-bbox="1142 1002 1214 1024">ただし、</p> <p data-bbox="1198 1034 1444 1056"><math>D_m</math> : 臓器 m の線量 (Sv)</p> <p data-bbox="1198 1066 1473 1088"><math>R</math> : 呼吸率 1.2 (<math>\text{m}^3/\text{h}</math>)</p> <p data-bbox="1153 1098 1848 1152"><math>(DF)_{i,m}</math> : <u>1 Bq</u> のプルトニウム i を吸入したときの臓器 m の預託等価線量 (Sv/Bq)</p> <p data-bbox="1182 1161 1451 1184"><math>\chi/Q</math> : 相対濃度 (<math>\text{h}/\text{m}^3</math>)</p> <p data-bbox="1198 1193 1541 1216"><math>Q_i</math> : プルトニウム i の放出量 (Bq)</p> <p data-bbox="1131 1225 1966 1279">ここで、<math>(DF)_{i,m}</math> については、空気力学的放射能中央径 (AMAD) は <u>1 <math>\mu\text{m}</math></u>、吸入クラスは、プルトニウムは S とし、「めやす線量」<sup>(2)</sup> に示される値を用いる。</p> <p data-bbox="1090 1327 1270 1353">(4) 線量の計算結果</p> <p data-bbox="1097 1359 1933 1417">火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 <math>1.8 \times 10^{-7}</math> Sv、肺 <math>2.8 \times 10^{-7}</math> Sv、肝 <math>9.6 \times 10^{-8}</math> Sv となり、組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p>	風下方位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風下方位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風下方位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<p data-bbox="2004 689 2145 746">・表記の見直しを図るため。</p> <p data-bbox="2004 1104 2145 1161">・表記の見直しを図るため。</p> <p data-bbox="2004 1359 2145 1449">・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p>
風下方位	西	西南西	南西	南南西																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																										
風下方位	南	南南東	南東	東南東																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																										
風下方位	東	東北東	北東	北北東																																																										
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																										
風下方位	西	西南西	南西	南南西																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																										
風下方位	南	南南東	南東	東南東																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																										
風下方位	東	東北東	北東	北北東																																																										
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																										

変更前	補正後	変更理由
<p>3. 爆発事故  <u>万一</u>爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故                      本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1) 退避を必要とする場合                      核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速やかに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染等</u>必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2) 退避を必要としない場合                      退避を必要としない事故又は異常として<u>床、フード、衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準に<u>従って</u>同室者がいる場合は<u>連絡応援を求めて</u>、放射線管理担当者及び上司に連絡する。<u>ついて</u>、汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定<u>及び</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3) 身体汚染                      上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>汚染空気を吸入、皮膚汚染等の身体汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>従って</u>行動する。</p> <p>(4) 周辺環境への影響                      汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。最も問題となる室内空気汚染が<u>生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p>	<p>3. 爆発事故                      爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故                      本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1) 退避を必要とする場合                      核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速やかに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染時等</u>に必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2) 退避を必要としない場合                      退避を必要としない事故又は異常として、<u>床、フード及び衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準に<u>したがって</u>同室者がいる場合は<u>連絡するとともに、応援を要請する。また、</u>放射線管理担当者及び上司に連絡し、<u>汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定並びに</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3) 身体汚染                      上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>身体等に汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>したがって</u>行動する。</p> <p>(4) 周辺環境への影響                      汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。<u>また、</u>最も問題となる室内空気汚染が<u>生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に <b>5 mSv</b> を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (省略)</p>	<p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に <b>5 mSv</b> を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本文	本-1~8
本文図面	本図-1~6
添付書類1	添1-1~8
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類2	変更なし
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

## ウラン廃棄物処理施設

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<b>燃料製造機器試験室</b>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>



変更前	補正後	変更理由				
<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="129 236 1016 724"> <tr> <td data-bbox="129 236 331 724">固体廃棄施設の位置</td> <td data-bbox="331 236 1016 724"> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)</p>	固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p>	<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1088 236 1968 724"> <tr> <td data-bbox="1088 236 1290 724">固体廃棄施設の位置</td> <td data-bbox="1290 236 1968 724"> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)</p>	固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>
固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p>					
固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。</p>					

変 更 前		補 正 後		変更理由
2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約8 500 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約8 500 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約3 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約3 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
高性能エアフィルタ	2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として)とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	高性能エアフィルタ	2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として)とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	
排気筒	耐震設計：水平震度0.2 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排気筒	耐震設計：水平震度0.2 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計：水平震度0.24 警報装置：排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計：水平震度0.24 警報装置：排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	

変 更 前		補 正 後		変更理由
(記載なし)	(記載なし)	<u>α線用空気モニタ</u>	<u>1式 警報装置：空気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。</u>	事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため、α線用空気モニタの個数及び仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。  ・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。
その他	1式 <u>α線用空気モニタ</u> 、エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ	
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	
2)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 2)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。 保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。 保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフ		2)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 2)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。 保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。 保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフ		

変更前	補正後	変更理由				
<p>イルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。                      なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="125 408 1021 932"> <tr> <td data-bbox="125 408 331 932">固体廃棄施設の位置</td> <td data-bbox="331 408 1021 932">                     (1) 敷地の位置                      「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。                      (2) 建家の位置                      「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。                      (3) 固体廃棄施設の位置                      本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。                      施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。                      本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。                 </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p>	固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 <sup>(注)</sup> の保管廃棄施設である。	<p>イルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。                      なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1077 408 1973 932"> <tr> <td data-bbox="1077 408 1283 932">固体廃棄施設の位置</td> <td data-bbox="1283 408 1973 932">                     (1) 敷地の位置                      「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。                      (2) 建家の位置                      「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。                      (3) 固体廃棄施設の位置                      本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。                      施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。                      本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>の保管廃棄施設である。                 </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p>	固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 <sup>(注)</sup> の保管廃棄施設である。	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>
固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 <sup>(注)</sup> の保管廃棄施設である。					
固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟（別冊12）の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 <sup>(注)</sup> の保管廃棄施設である。					

変 更 前		補 正 後		変更理由																																				
3) 焼却施設 3)-9-1 気体廃棄施設 3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略) 3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略) 3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		3) 焼却施設 3)-9-1 気体廃棄施設 3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし) 3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし) 3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機 (建家用)</td> <td>1台 排気能力：約 10 200 m<sup>3</sup>/h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>排風機</td> <td>2台 排気能力：約 750 m<sup>3</sup>/h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(記載なし)</td> <td>(記載なし)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等</td> </tr> </tbody> </table>		気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機 (建家用)		1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	排気筒	耐震設計：水平震度 0.2	放射線管理設備		(記載なし)	(記載なし)	その他	1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機 (建家用)</td> <td>1台 排気能力：約 10 200 m<sup>3</sup>/h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>排風機</td> <td>2台 排気能力：約 750 m<sup>3</sup>/h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td>1式 集塵ろ紙式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ</td> </tr> </tbody> </table>		気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機 (建家用)	1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	排気筒	耐震設計：水平震度 0.2	放射線管理設備		排気サンブラ	1式 集塵ろ紙式	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ
気体廃棄設備の名称	仕 様																																							
排風機 (建家用)	1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																							
排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																							
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。																																							
非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。																																							
排気筒	耐震設計：水平震度 0.2																																							
放射線管理設備																																								
(記載なし)	(記載なし)																																							
その他	1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等																																							
気体廃棄設備の名称	仕 様																																							
排風機 (建家用)	1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																							
排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																							
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。																																							
非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。																																							
排気筒	耐震設計：水平震度 0.2																																							
放射線管理設備																																								
排気サンブラ	1式 集塵ろ紙式																																							
その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ																																							

変 更 前		補 正 後		変更理由
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	図るため、排気サンプラの個数及び仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。  ・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。
3)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。	3)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。			

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>を焼却する。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>4) 廃油保管庫 (省略)</p>	<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>を焼却する。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>4) 廃油保管庫 (変更なし)</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

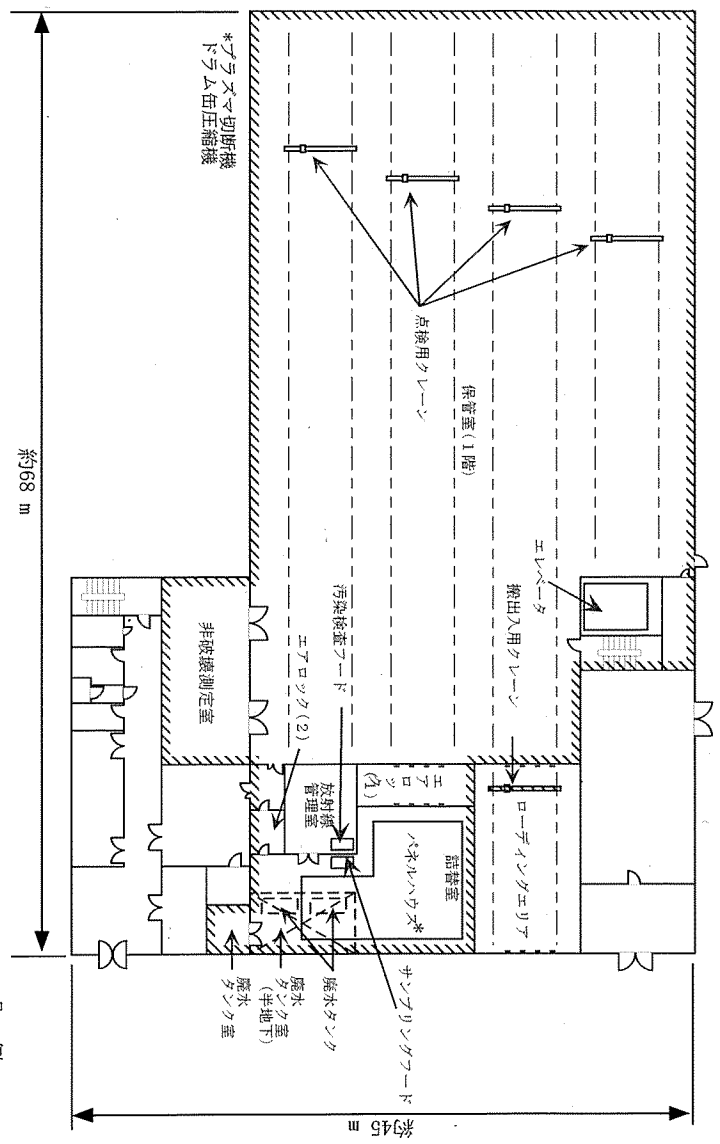
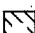
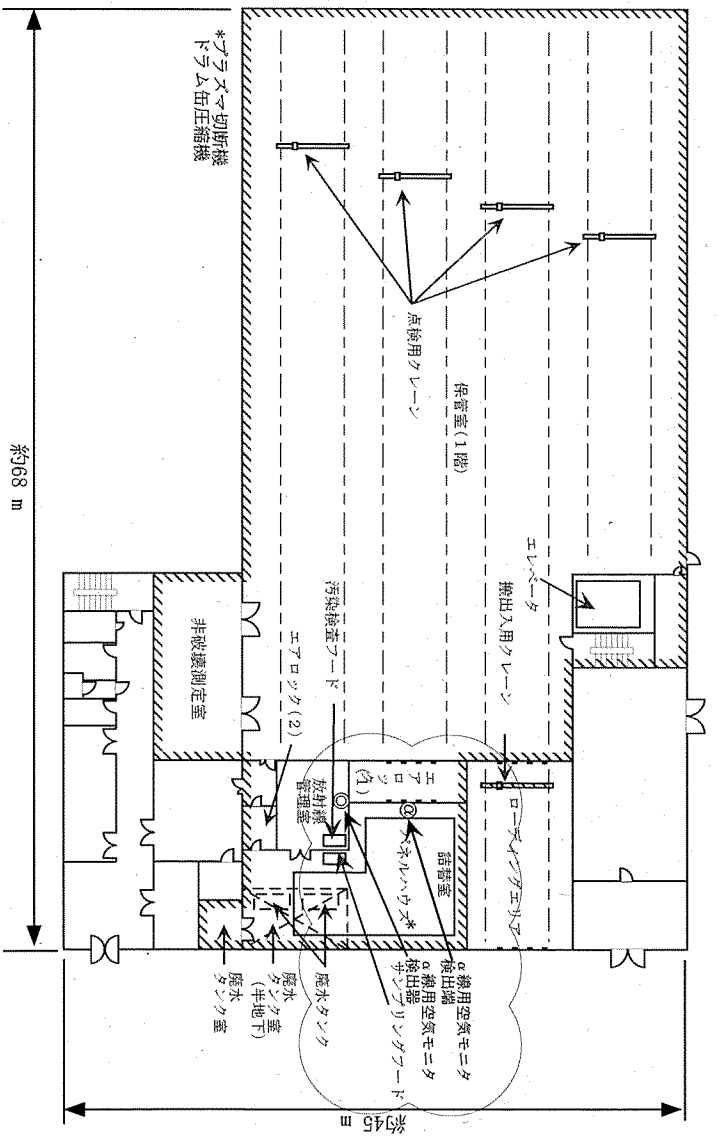
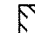
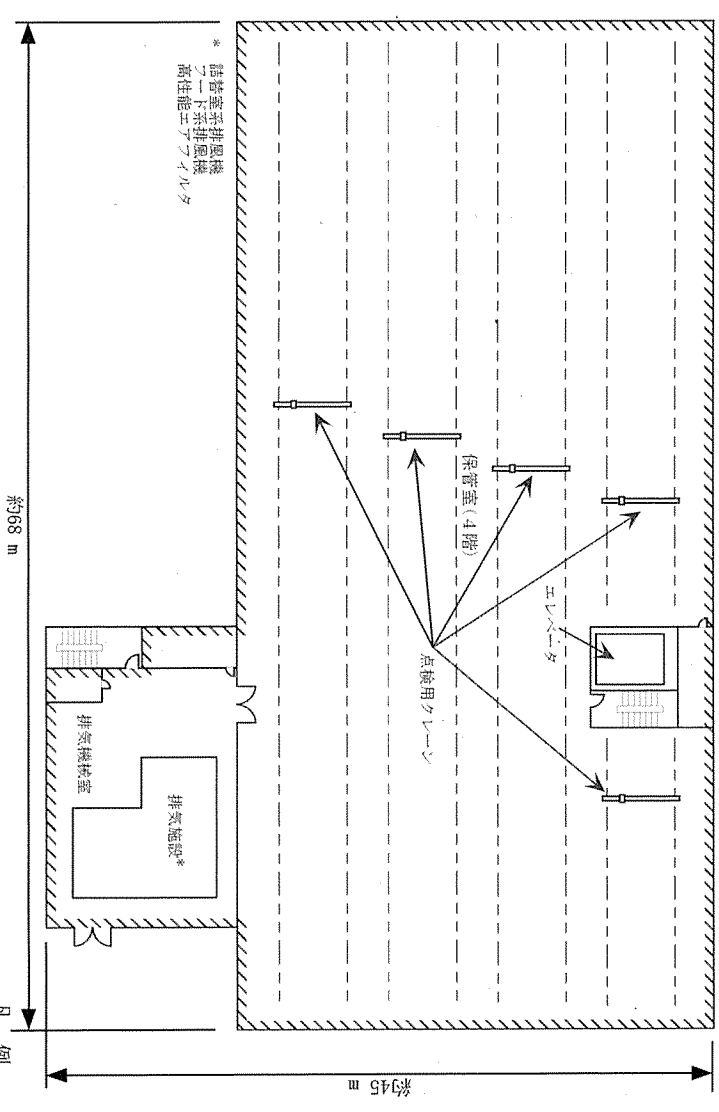
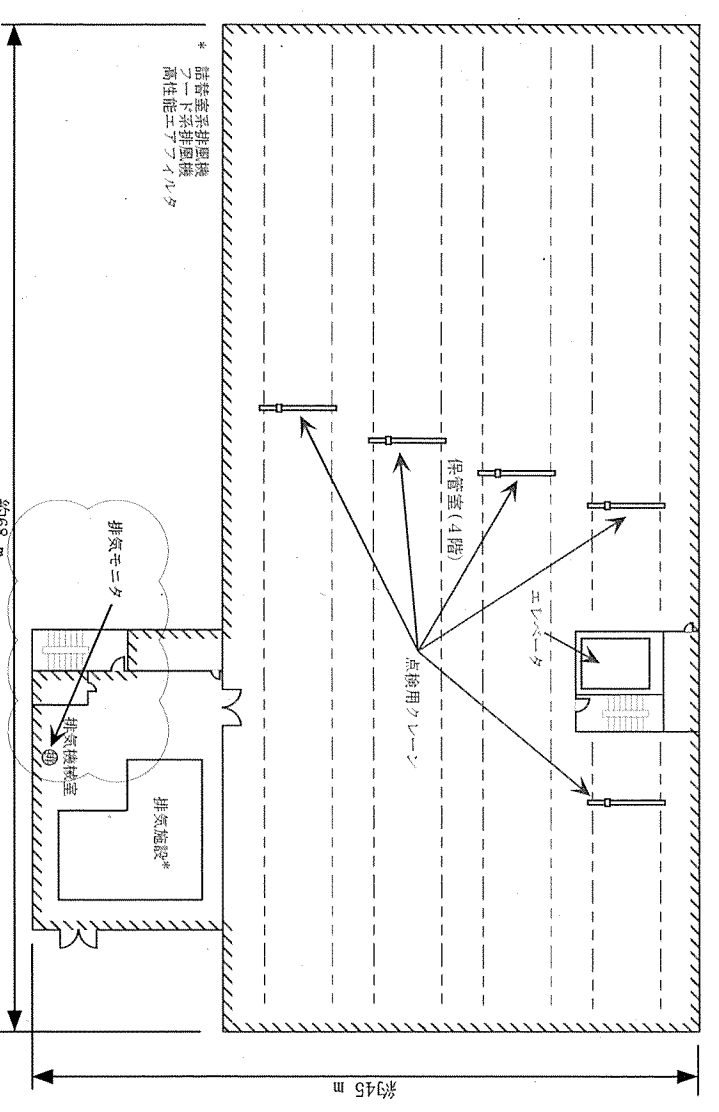
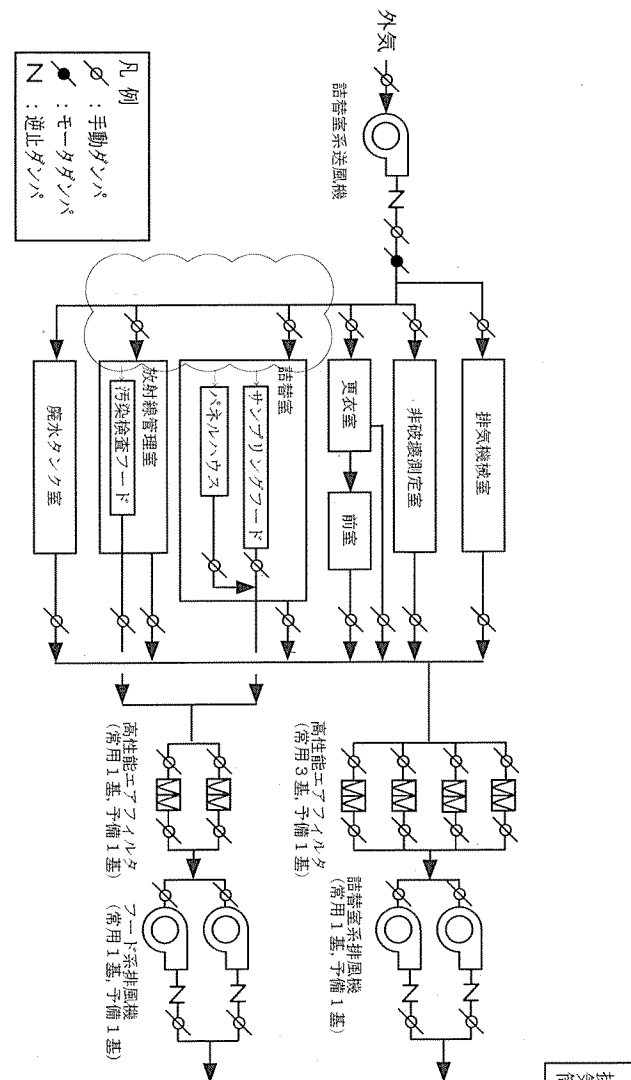

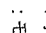
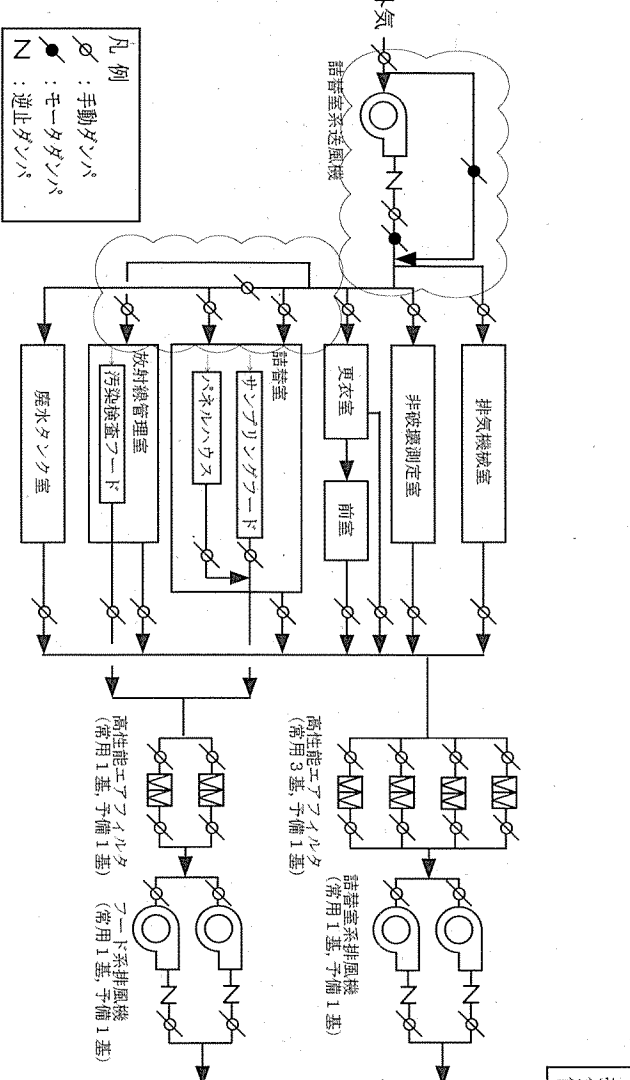

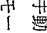
変 更 前	補 正 後	変更理由
<p data-bbox="156 430 201 1197" style="text-align: center;">図 2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 1階平面図</p>  <p data-bbox="268 702 313 766">約68 m</p> <p data-bbox="604 1372 672 1404">約45 m</p> <p data-bbox="201 1244 268 1452">凡 例 : 管理区域</p>	 <p data-bbox="1232 702 1276 766">約68 m</p> <p data-bbox="1568 1372 1635 1404">約45 m</p> <p data-bbox="1142 1244 1209 1452">凡 例 : 管理区域</p>	<p data-bbox="2016 239 2195 734">・既で使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている<math>\alpha</math>線用空気モニタについて、<math>\alpha</math>線用空気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変更はなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

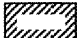
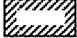
図 2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 1階平面図

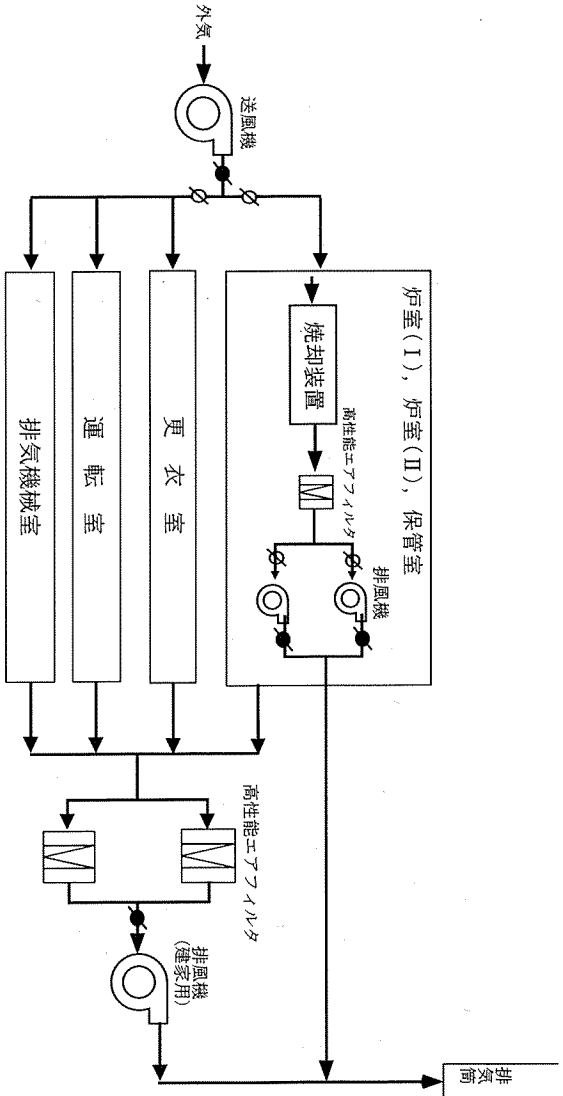
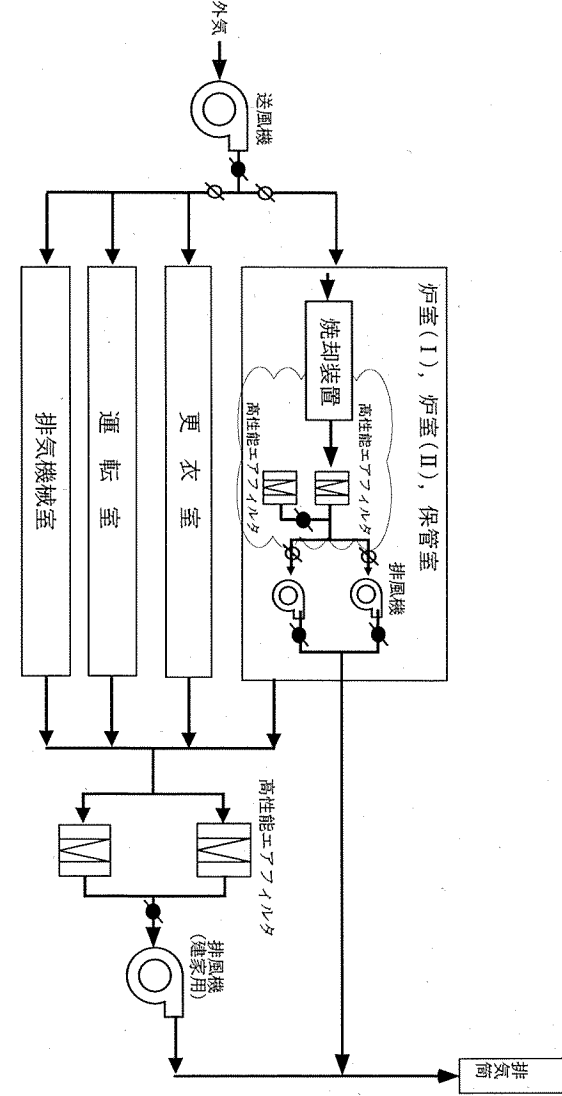


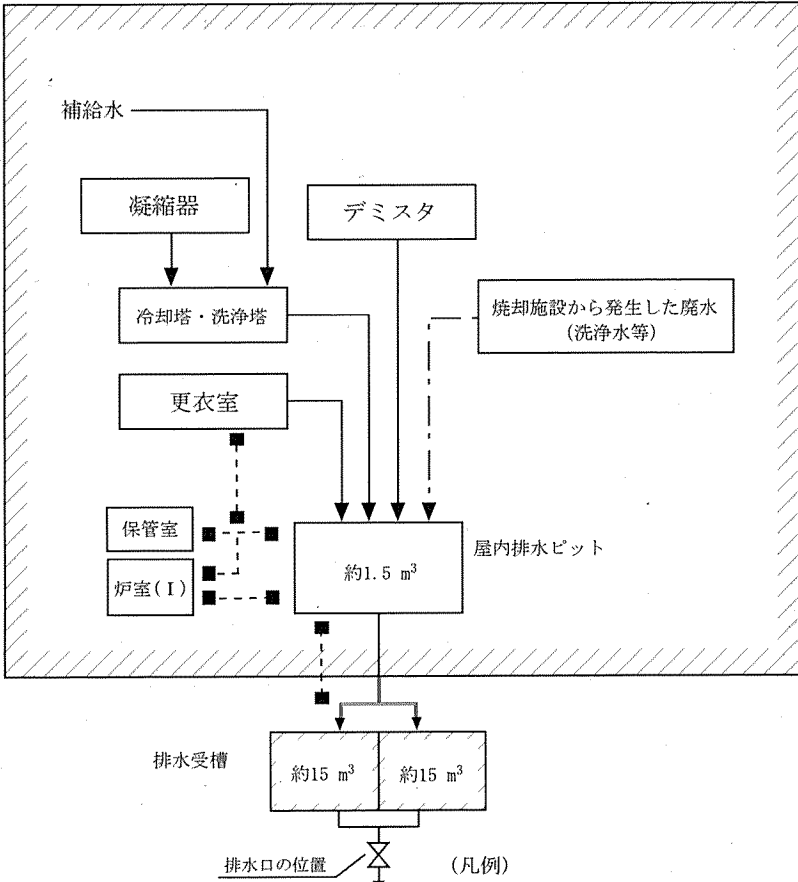
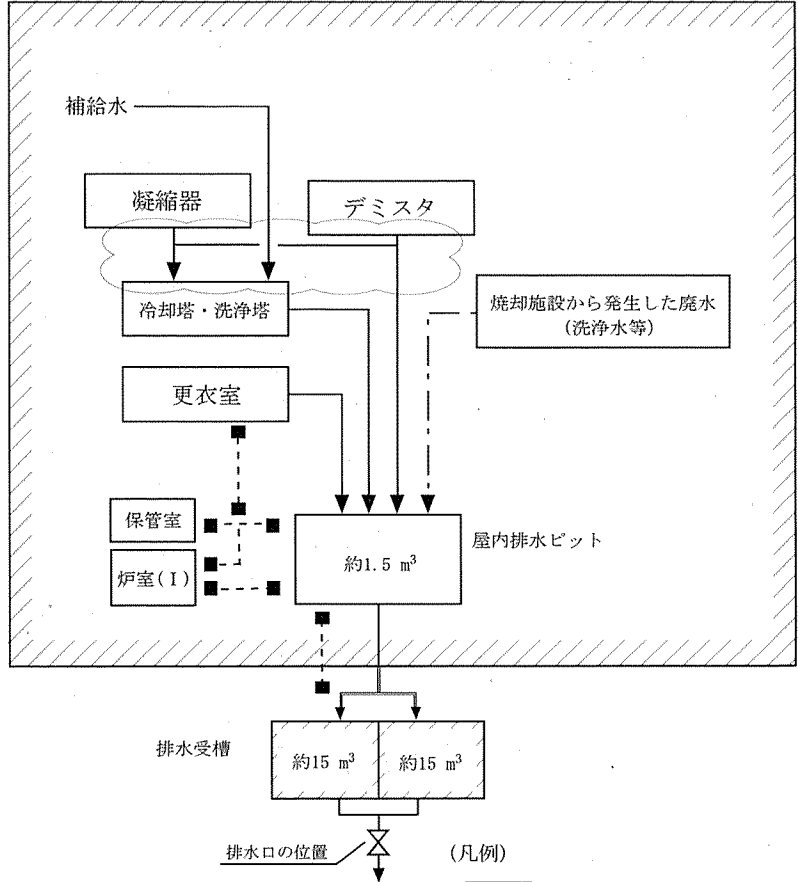
変更前	補正後	変更理由
 <p>約68 m</p> <p>約45 m</p> <p>管理区域</p> <p>凡例</p> <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	 <p>約68 m</p> <p>約45 m</p> <p>管理区域</p> <p>凡例</p> <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気モニタについて、排気モニタの設置位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</li> </ul>

本図-2

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例   : モータダンプ   : 逆止ダンプ  N</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	 <p>凡例   : 手動ダンプ   : モータダンプ  N</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、管理区域内の加圧を防止するための詰替室系送風機のバイパスラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。</p> <p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、詰替室への給気を行うための給気ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。</p> <p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、放射線管理室へ給気するための給気ラインの系統表記を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。</p>

変更前	補正後	変更理由
		<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、本文に記載する排気サンプラについて、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>※1：再燃焼室                  ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器                  ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機                  ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p>	<p>※1：再燃焼室                  ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器                  ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機                  ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p>	
<p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	<p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p>	 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、焼却炉内負圧を調整するための炉内負圧調整ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート</p>	 <p>図 3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、デミスタ及び凝縮器から発生したドレン水を冷却塔及び洗浄塔又は屋内排水ピットへ送水するためのドレン水処理ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>本施設における施設検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験</p>	<p>本施設における使用前検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験</p>	<p>・使用施設の位</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 <span style="float: right;">(省略)</span></p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 <span style="float: right;">(変更なし)</span></p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査するための設備について、退出モニタを用いる場合もあるため、退出モニタ</p>
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、サーベイメータ等により行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量（全身）は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p>
<p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、サーベイメータ等により行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量（全身）は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p>	<p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、<u>退出モニタ</u>又はサーベイメータにより行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量（全身）は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査するための設備について、退出モニタを用いる場合もあるため、退出モニタ</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する<u>空気</u>中の濃度は定期的に測定する。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する<u>排気</u>中の濃度は<u>排気サンブラ</u>を用いて定期的に測定する。</p>	<p>を追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、排気中の濃度測定に排気サンブラを用いることを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p>	<p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。<u>パネルハウス等を設置した部屋において、α線用空気モニタにより作業期間中の空気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。</u>詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p><u>核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行っている。</u></p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、α線用空気モニタによる空気中の放射性物質濃度の監視を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～9

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～10  
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

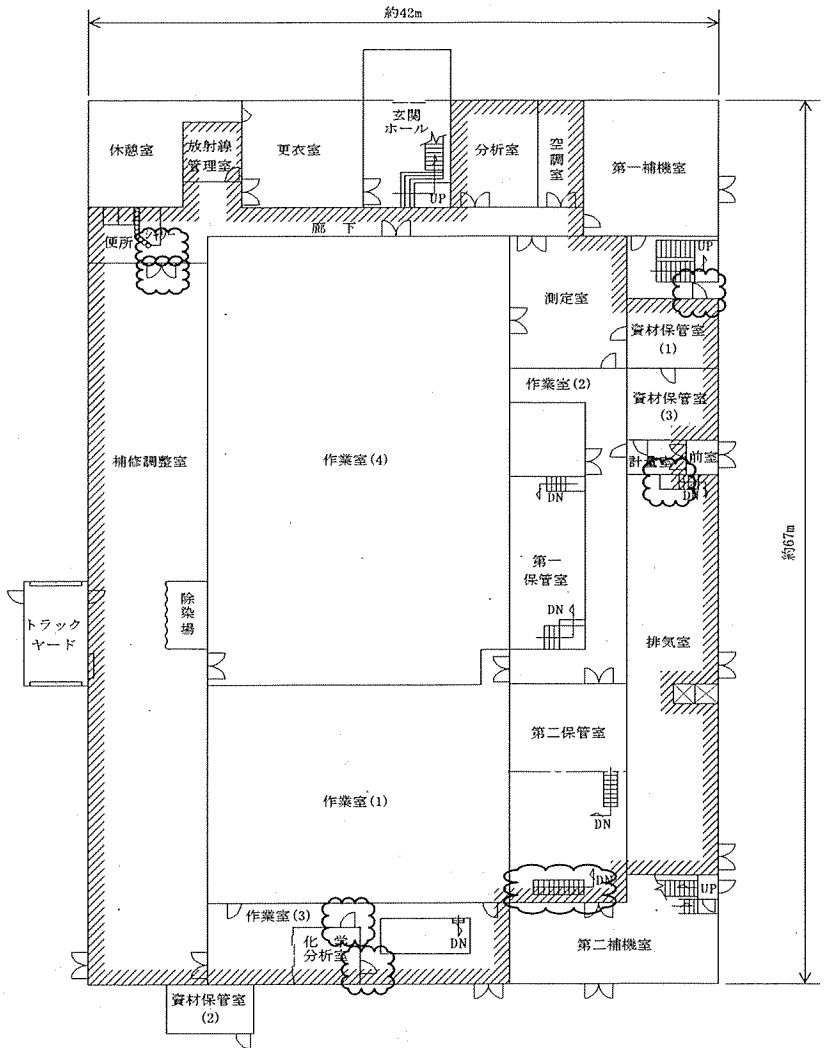
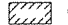
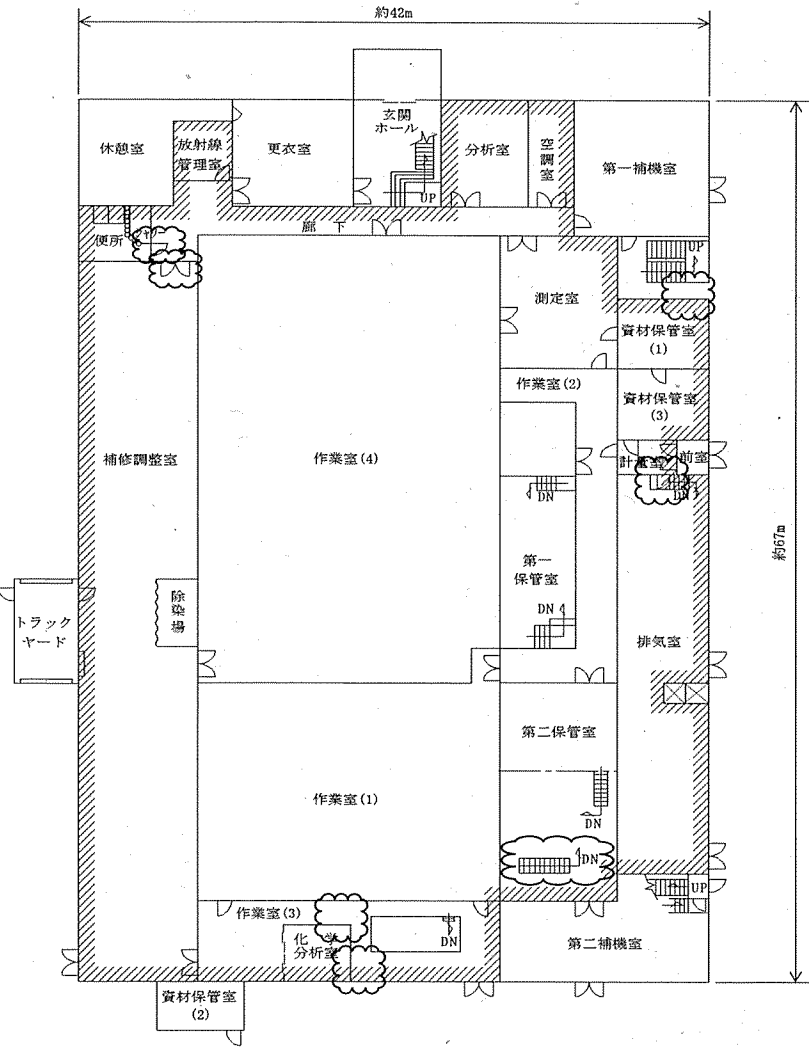

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし  
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

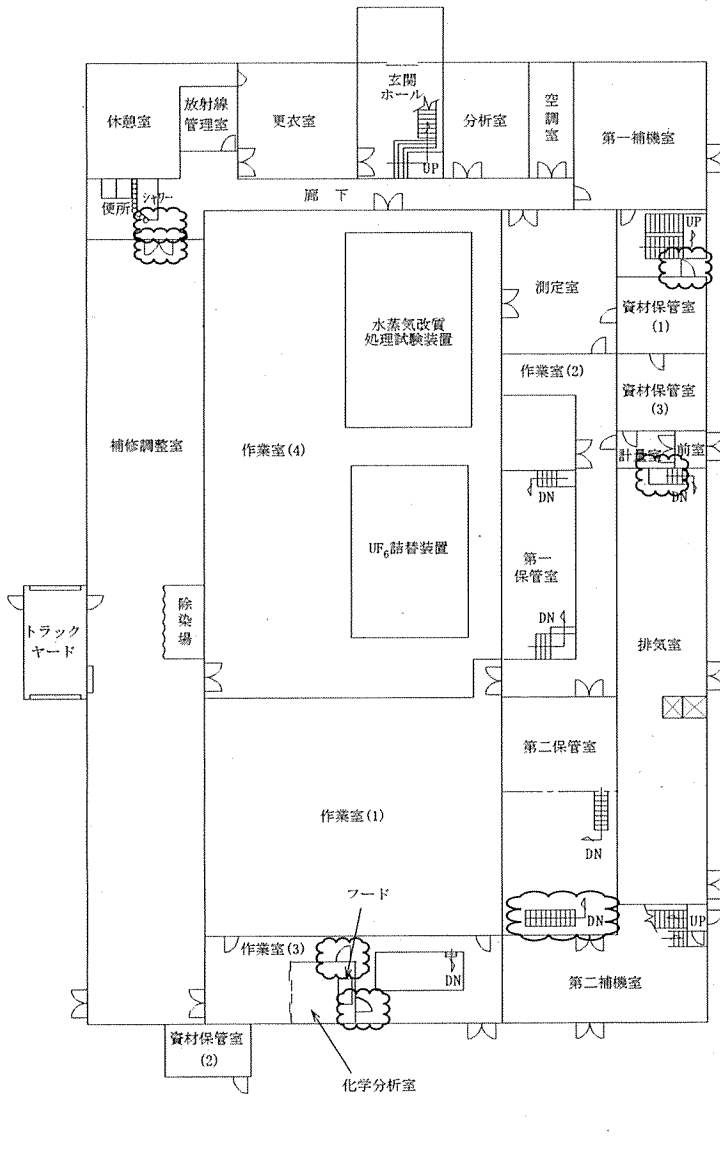
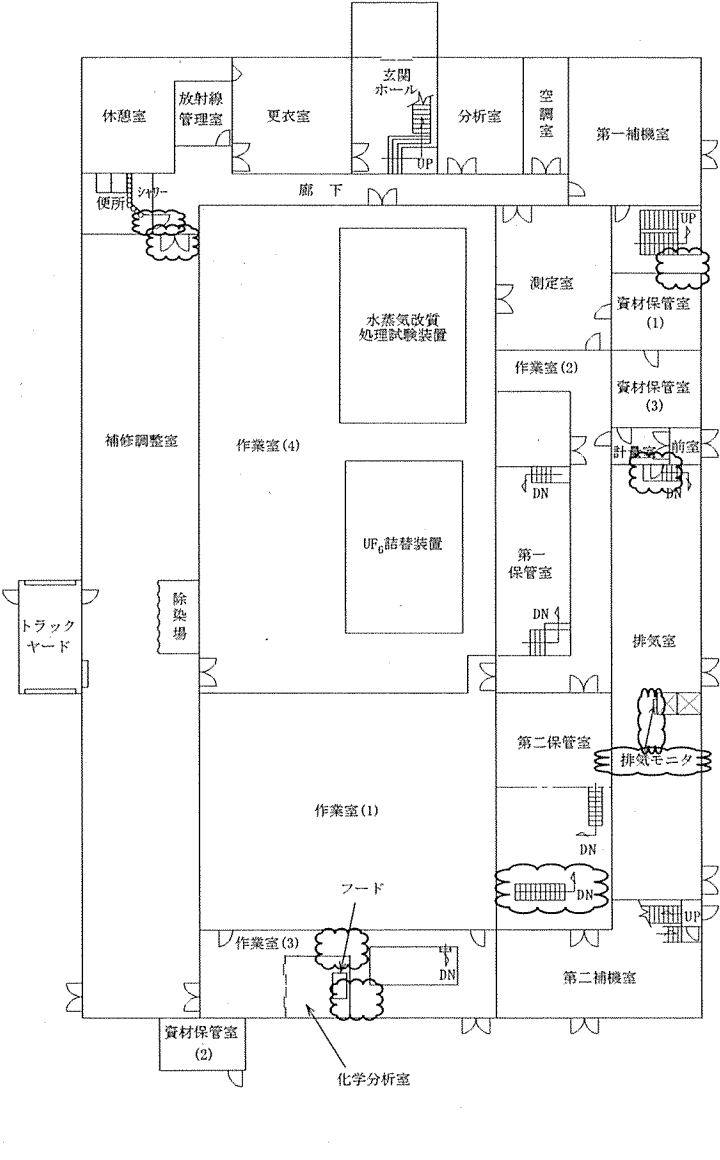
変 更 前				補 正 後				変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)				
2. 使用の目的及び方法 (省略)				2. 使用の目的及び方法 (変更なし)				
3. 核燃料物質の種類				3. 核燃料物質の種類				
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	
天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub> 、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	固体、 気体又は溶液	天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub> 、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	固体、 気体又は溶液	
劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % <sup>注1)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % <sup>注1)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	
廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>注2)</sup>	酸化ウラン	UO <sub>2</sub> 、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	固体	廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>注2)</sup>	酸化ウラン	UO <sub>2</sub> 、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	固体	
注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られてウランを含む。				注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。				・誤記修正を行うため。
4. 使用の場所 (省略)				4. 使用の場所 (変更なし)				
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり				
(J棟)				(J棟)				
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月 7日 至 2024年3月 31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)	天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月 7日 至 2024年3月 31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)	
劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)	劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)	
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)	
廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>注)</sup>		12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)	廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>注)</sup>		12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)	

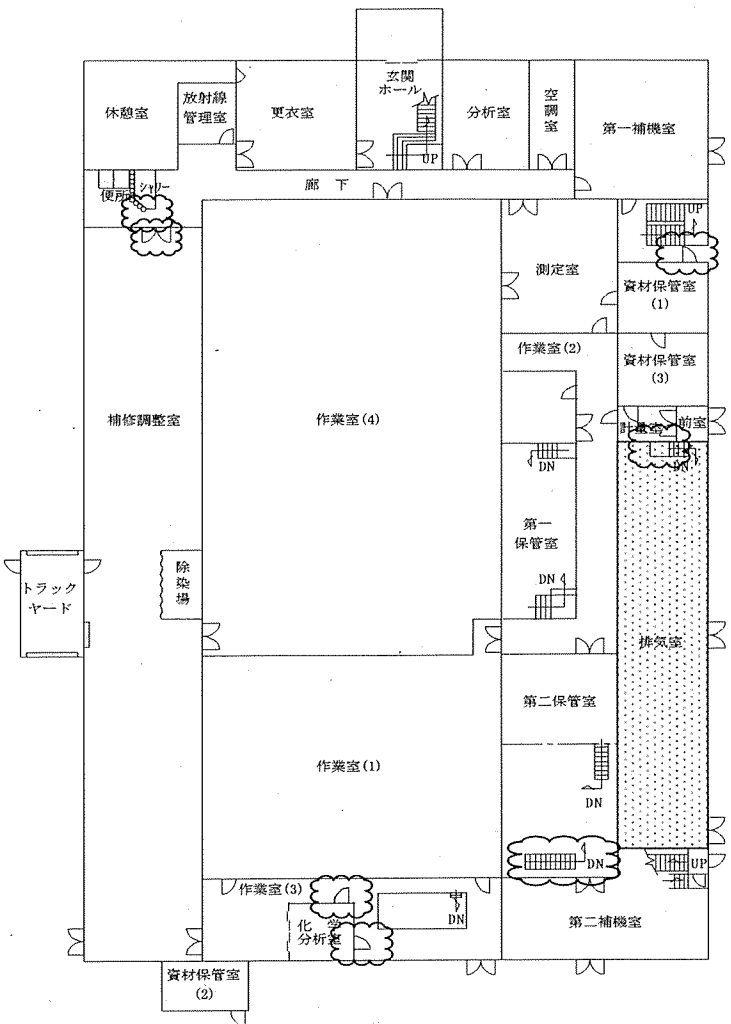
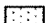
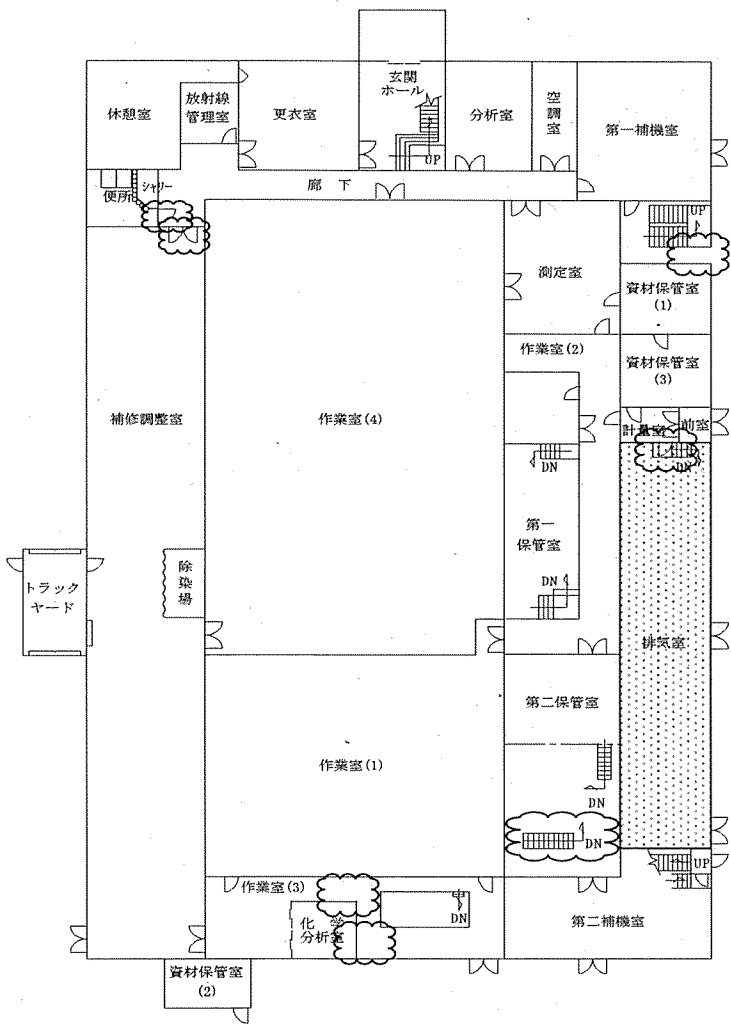
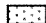
変 更 前				補 正 後				変更理由
注) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られてウランを含む。				注) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。				・誤記修正を行うため。  ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)				6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)				
7. 使用施設の位置、構造及び設備				7. 使用施設の位置、構造及び設備				
7-1 使用施設の位置 (省略)				7-1 使用施設の位置 (変更なし)				
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  J棟1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-2-1に示す。	延床面積 約4 040 1階 約2 860 2階 約1 180	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u>  閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  J棟1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-2-1に示す。	延床面積 約4 040 1階 約2 860 2階 約1 180	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u>  閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	

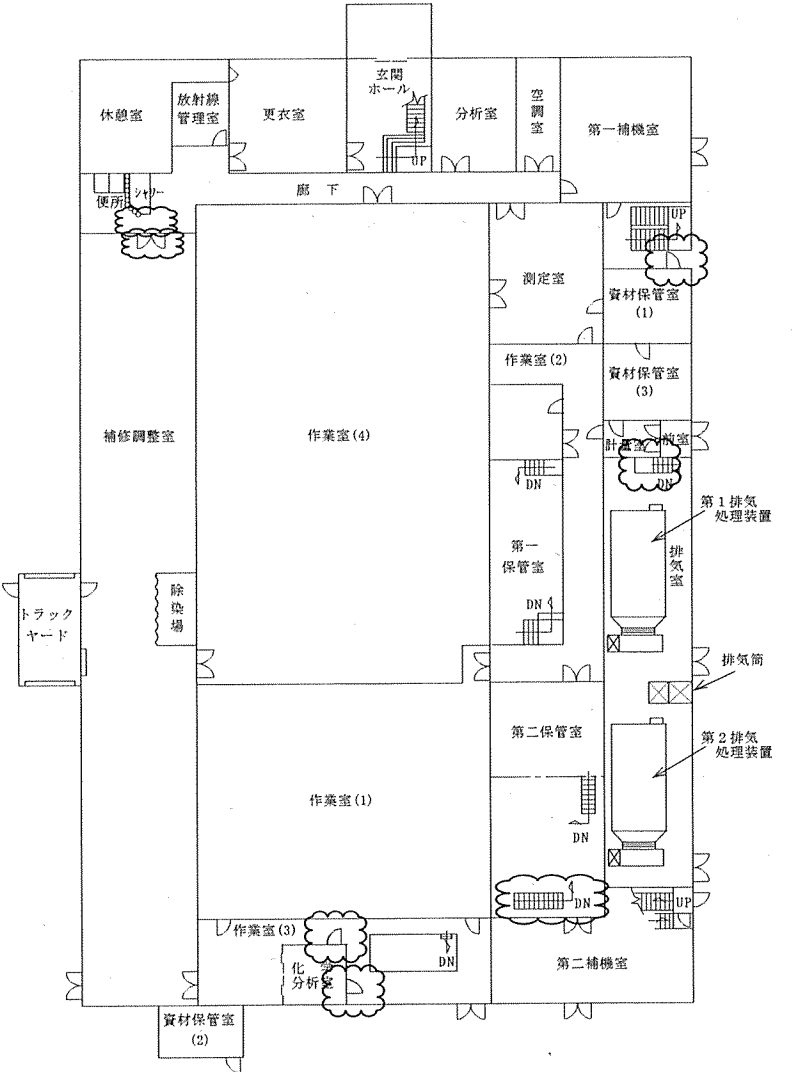
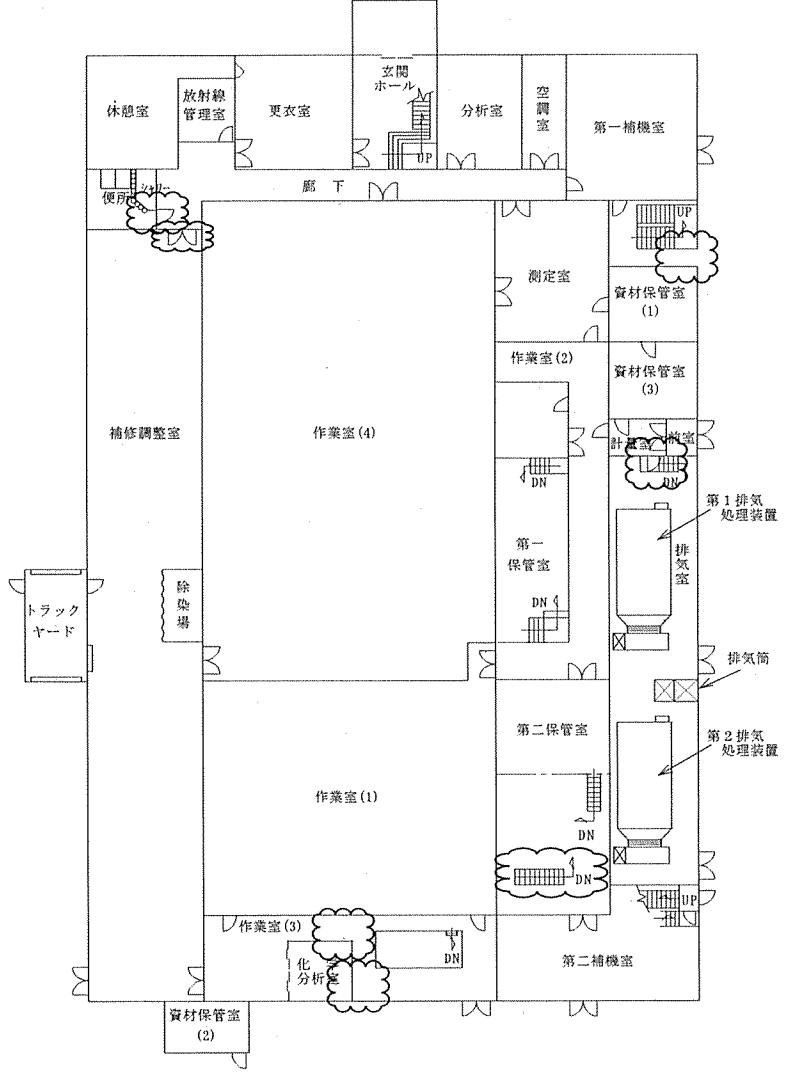


変 更 前			補 正 後			変更理由	
7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (省略)			7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (変更なし)				
(2) 共通設備			(2) 共通設備				
使用設備の名称	個数	仕 様	使用設備の名称	個数	仕 様	・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴の条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。	
フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。	フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。		
除染設備	1 式		除染設備	1 式			
クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)	クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)		
放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。	放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。		
排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。		
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		
その他	1 式	通報設備	その他	1 式	通報設備		
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)			8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)			9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				

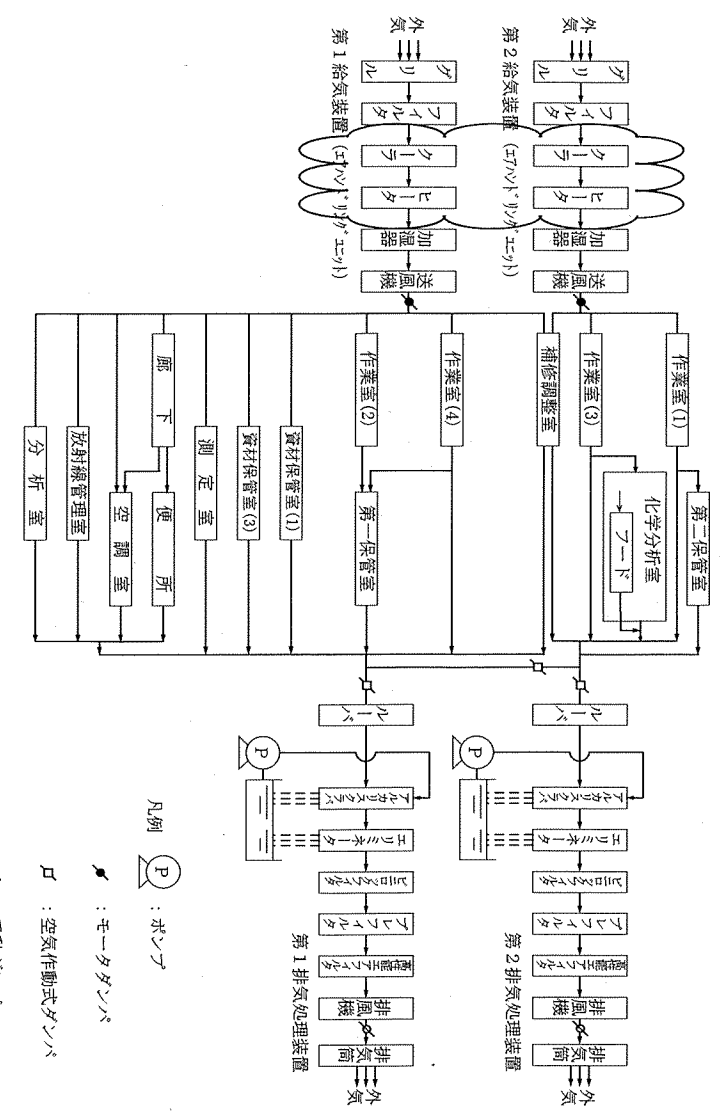
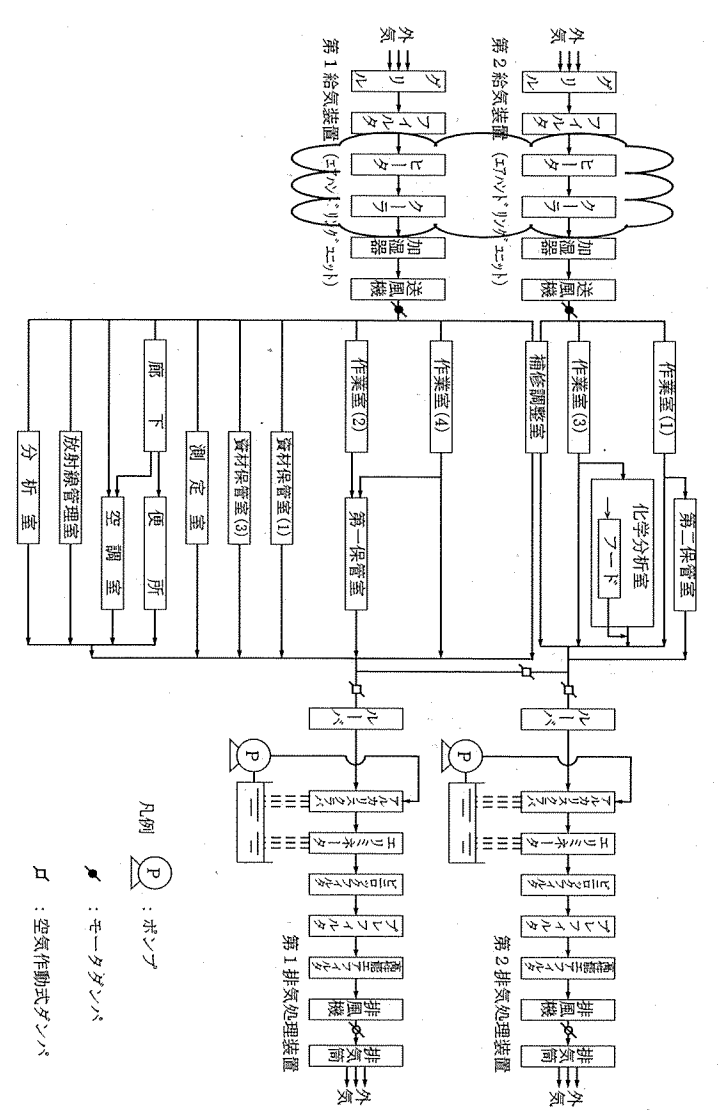
変更前	補正後	変更理由
 <p>約42m</p> <p>約67m</p> <p>凡例  管理区域</p>	 <p>約42m</p> <p>約67m</p> <p>凡例  管理区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>
<p>図7-1-1 J棟1階平面図</p>	<p>図7-1-1 J棟1階平面図</p>	

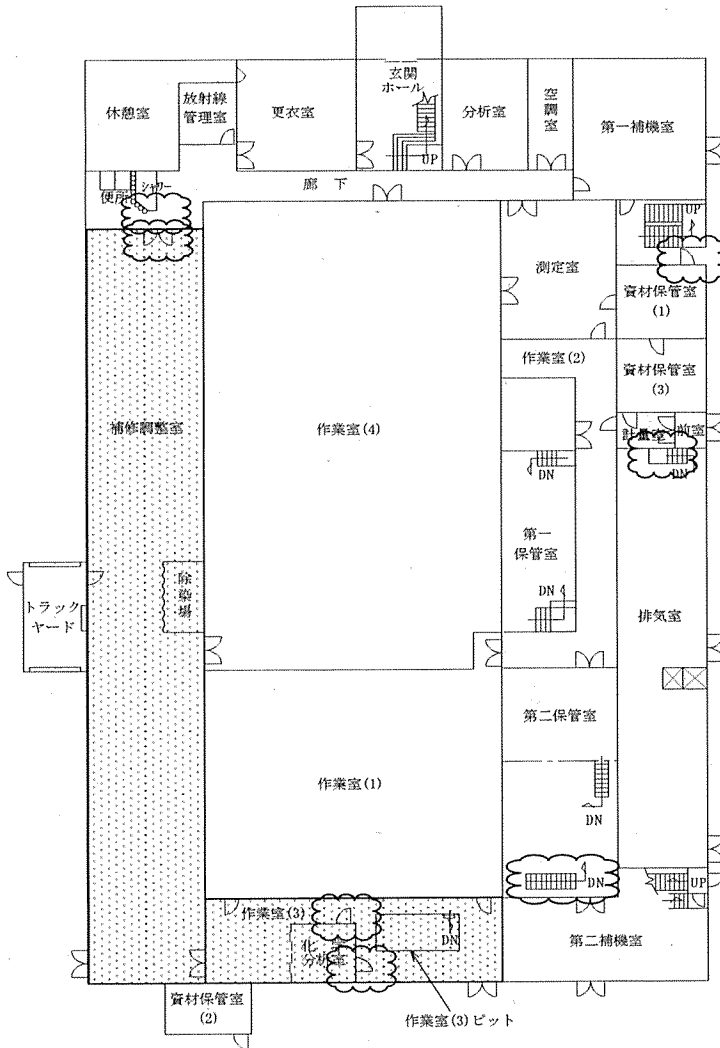

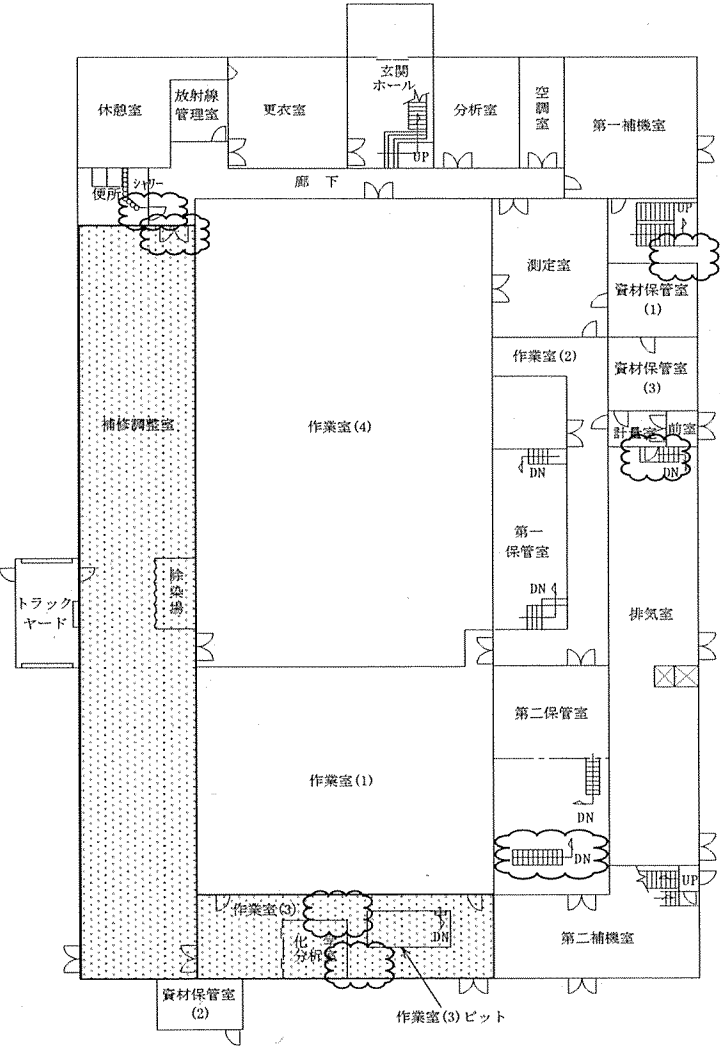
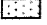
変更前	補正後	変更理由
 <p>図 7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	 <p>図 7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類1の図24-1における排気モニタの設置場所の記載に合わせて、排気モニタの位置を明確化する。</li> <li>・本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変更はなく、設計変更及び工事も伴わない。</li> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>

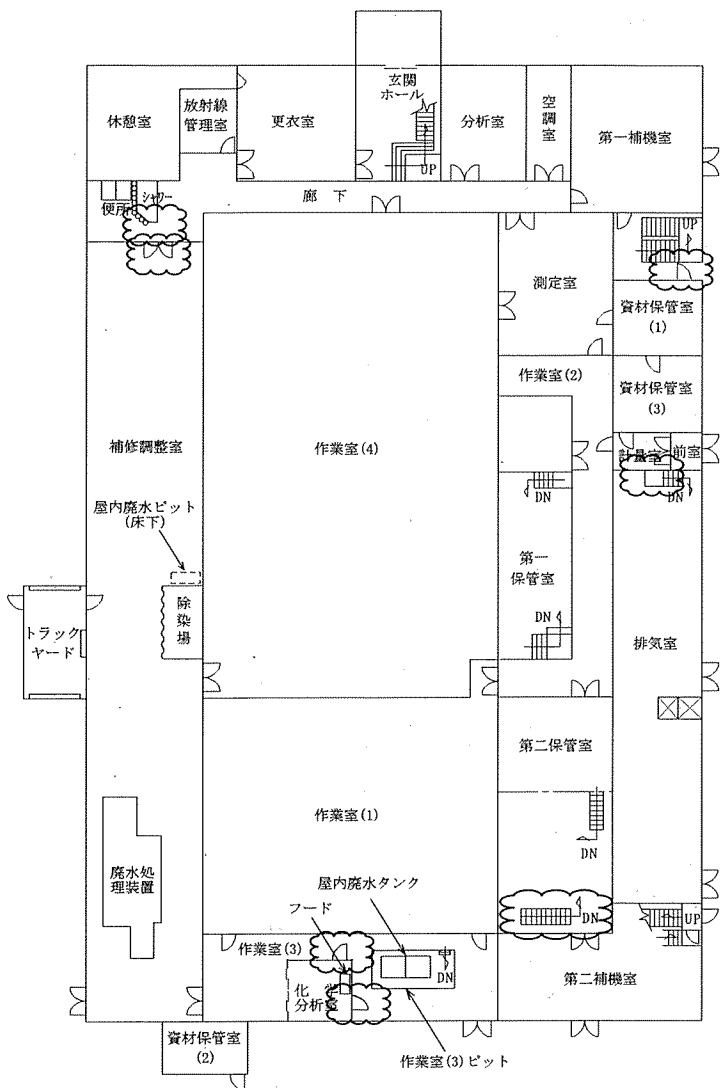
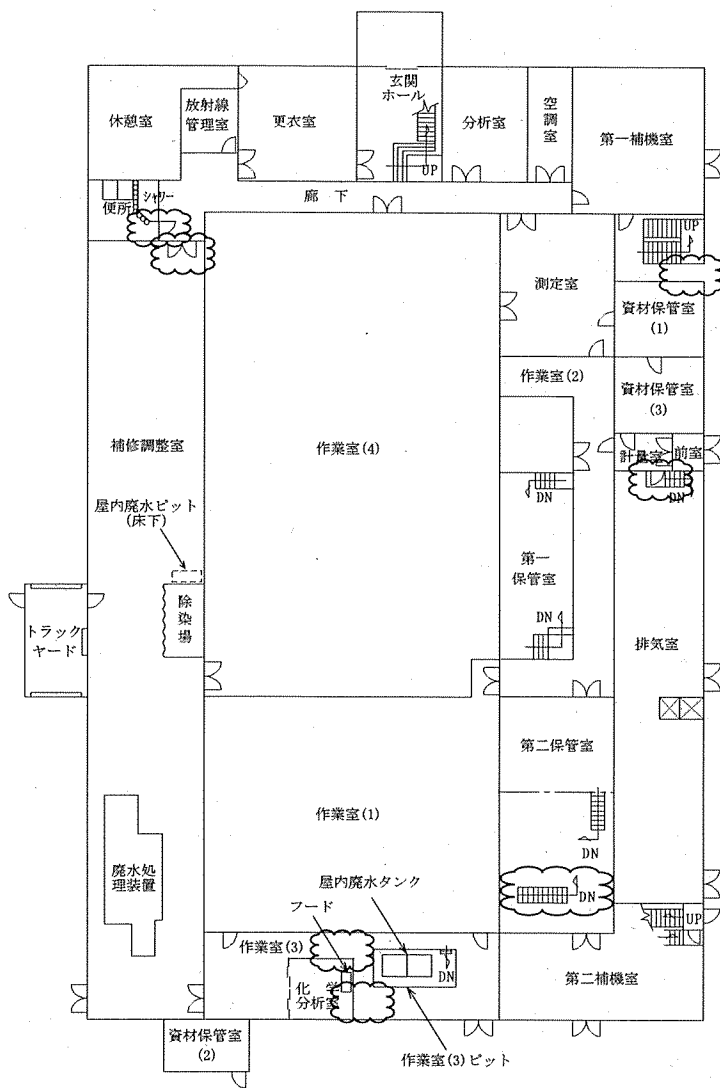
変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p style="text-align: center;">凡例  気体廃棄施設的位置</p>	 <p style="text-align: center;">凡例  気体廃棄施設的位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>
<p>図9-1-1 J棟1階気体廃棄施設的位置</p>	<p>図9-1-1 J棟1階気体廃棄施設的位置</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 9-1-3 J棟1階排気装置配置図</p>	 <p>図 9-1-3 J棟1階排気装置配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>

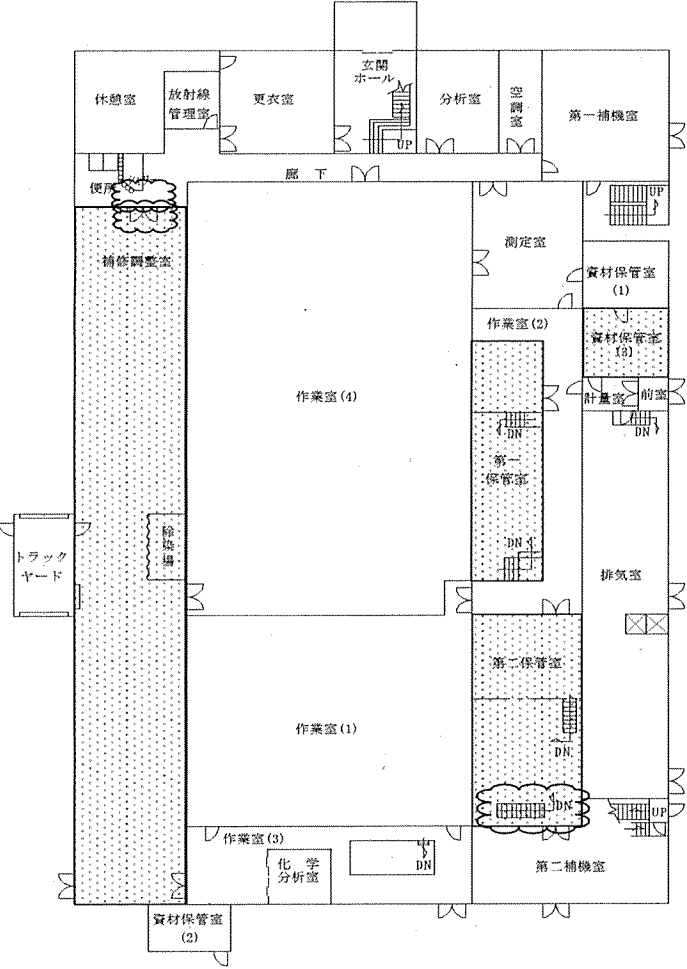

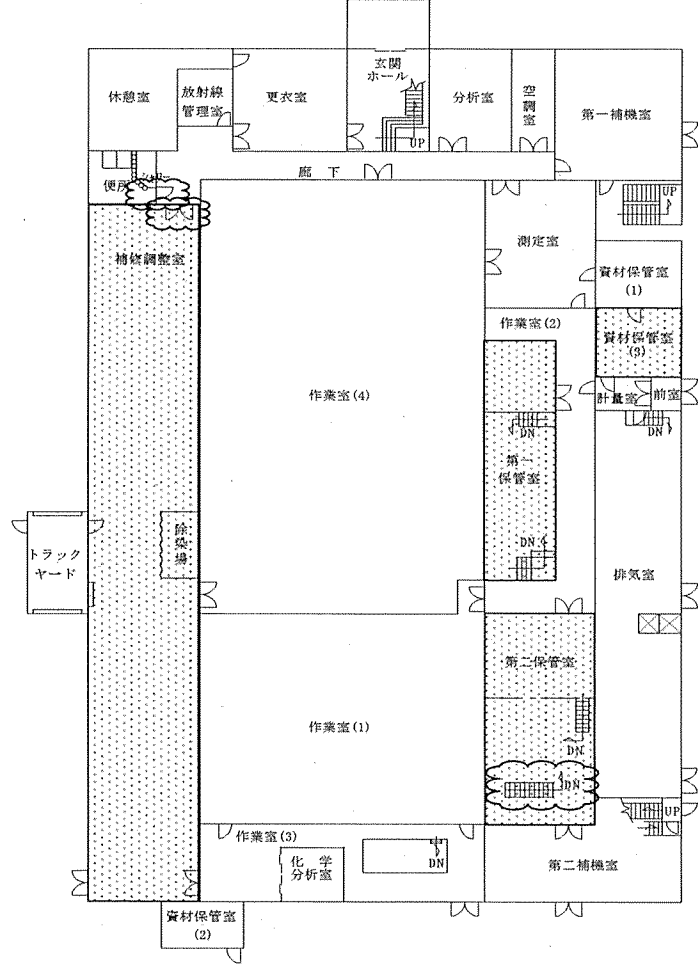

本図-4

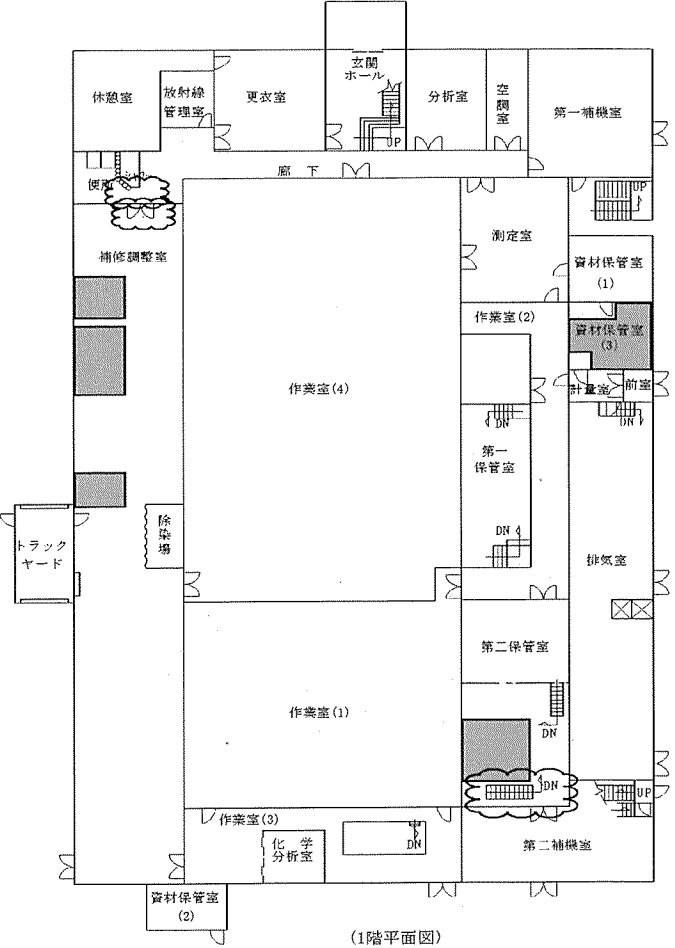

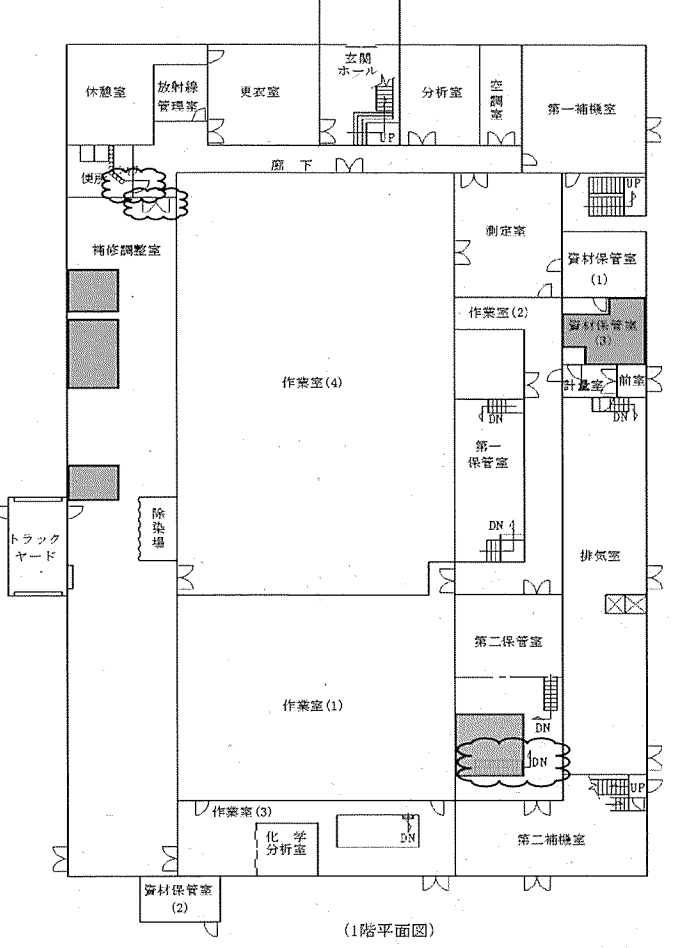

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 9-1-5 J棟管理区域給排気系統図</p>	 <p>図 9-1-5 J棟管理区域給排気系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、給気装置のクーラとヒータの記載順について、記載順の適正化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  液体廃棄施設的位置</p>	 <p>凡例  液体廃棄施設的位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>
<p>図9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	<p>図9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	 <p>図 9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>



変更前	補正後	変更理由
 <p style="text-align: center;">凡例  固体廃棄施設の位置</p> <p style="text-align: center;">図 9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	 <p style="text-align: center;">凡例  固体廃棄施設の位置</p> <p style="text-align: center;">図 9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>

変更前	補正後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>
<p>図9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所</p>	<p>図9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p>	
<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>1.1 概 要 (省略)</p>	<p>1.1 概 要 (変更なし)</p>	
<p>1.2 換気設備 (省略)</p>	<p>1.2 換気設備 (変更なし)</p>	
<p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (省略)</p>	<p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (変更なし)</p>	
<p>1.4 分析用フード (省略)</p>	<p>1.4 分析用フード (変更なし)</p>	
<p>1.5 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1.5 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることにより、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	

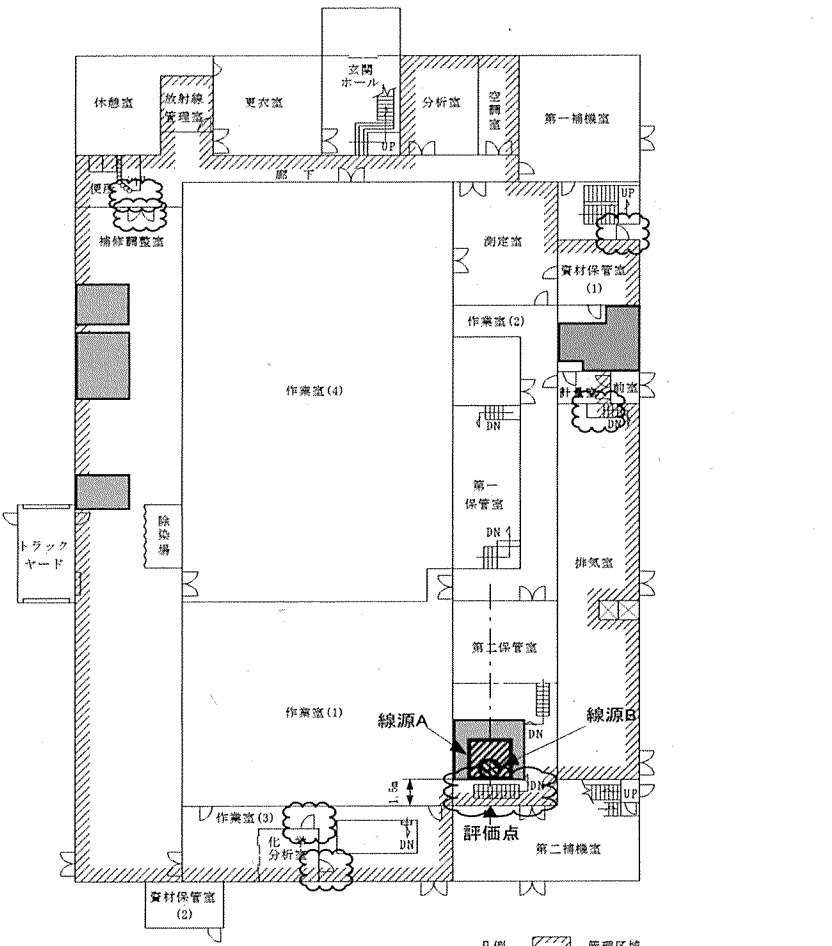
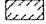

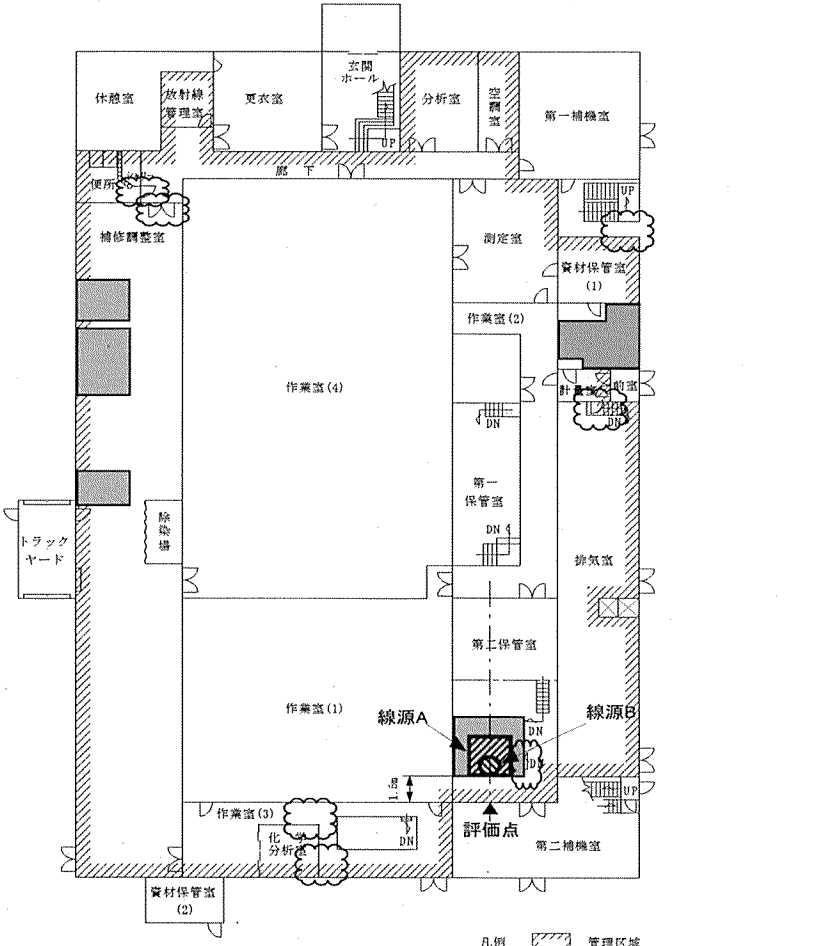
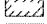

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

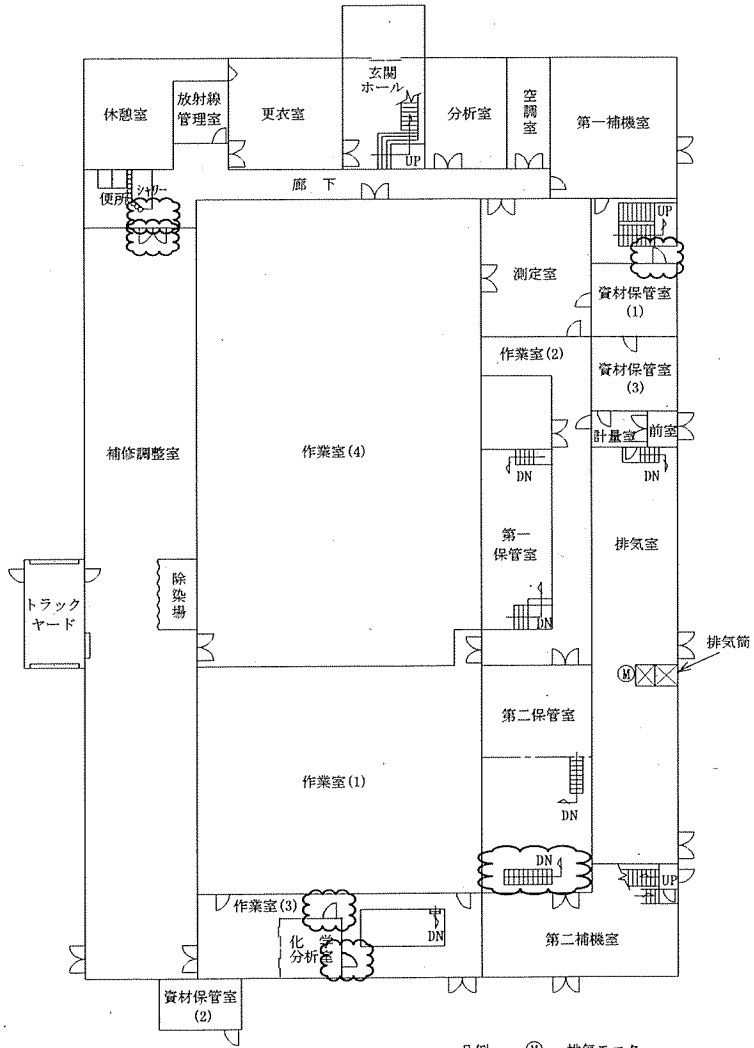

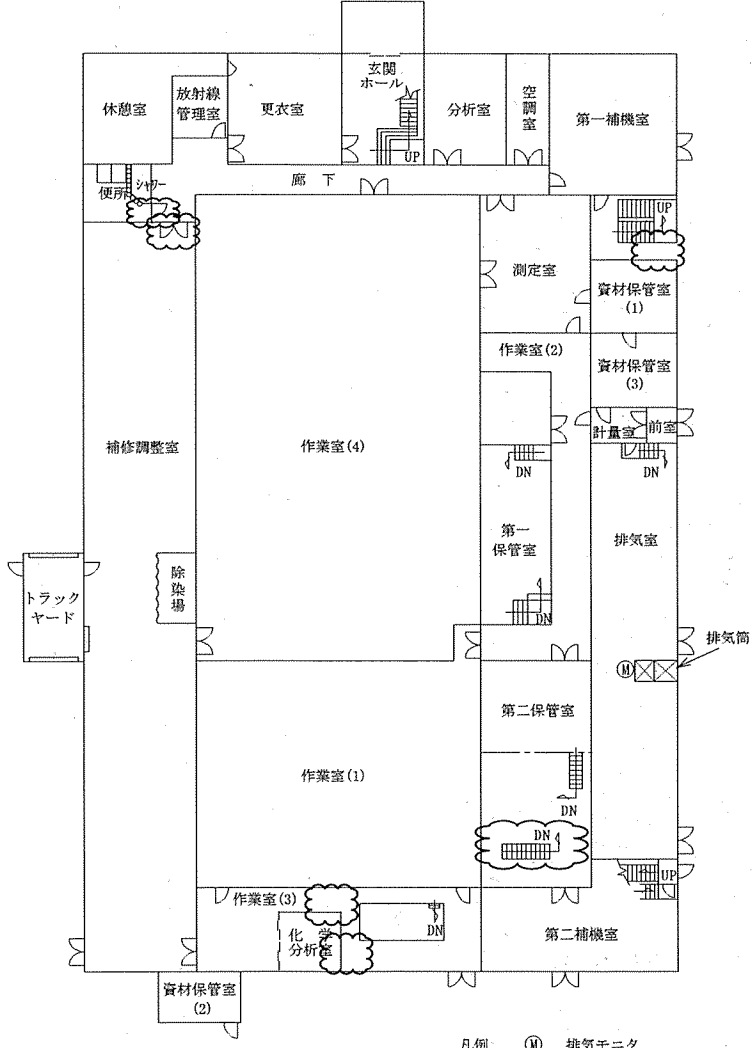

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	
<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p> <p>この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空气中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。</p> <p>放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p>	<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p> <p>この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空气中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。</p> <p>放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>TLD</u></p> <p>J 棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、<u>個人被ばく線量計</u>によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (省略)</p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>積算線量計</u></p> <p>J 棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、<u>個人線量計</u>によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (変更なし)</p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・TLD の生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更する。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200L<sup>3</sup>缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU<sup>※1</sup>              線源B：200L<sup>3</sup>缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU<sup>※2</sup>              ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。              ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200L<sup>3</sup>缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU<sup>※1</sup>              線源B：200L<sup>3</sup>缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU<sup>※2</sup>              ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。              ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p>	<p>・第二保管室の階段の位置の見直し。</p> <p>・扉の有無及び位置の見直し。</p>
<p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	<p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p style="text-align: center;">凡例  排気モニタ</p>	 <p style="text-align: center;">凡例  排気モニタ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二保管室の階段の位置の見直し。</li> <li>・扉の有無及び位置の見直し。</li> </ul>
<p>図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図</p>	<p>図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図</p>	

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～6

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～9

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

L 棟

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置 (変更なし)	

変更前				補正後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	
L棟	鉄骨造 ALC (発泡軽量コンクリート) 板張り及び鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  L棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約 4 607 1階 約 3 755 2階 約 852	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付資料の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の 1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	L棟	鉄骨造 ALC (発泡軽量コンクリート) 板張り及び鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  L棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約 4 607 1階 約 3 755 2階 約 852	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付資料の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の 1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (省略)				7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (変更なし)				

変 更 前			補 正 後			変更理由
(2) 共通設備			(2) 共通設備			
使用設備の名称	個数	設 計 仕 様	使用設備の名称	個数	設 計 仕 様	
クレーン	3 基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	クレーン	3 基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	
放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	
排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	
その他	1 式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備	その他	1 式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備			9. 廃棄施設の位置、構造及び設備			
9-1 気体廃棄施設			9-1 気体廃棄施設			
9-1-1 気体廃棄施設の位置		(省略)	9-1-1 気体廃棄施設の位置		(変更なし)	



変 更 前				補 正 後				変更理由		
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造						
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様			
L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約 236	「7-2使用施設の構造」と同じ。  給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約 236	「7-2使用施設の構造」と同じ。  給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気機械室の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。		
給気機械室				排気機械室					排気機械室	排気機械室
約 190				約 190					約 190	約 190
空調室	空調室	空調室	空調室							
約 9	約 9	約 9	約 9							
			(記載なし)				標識：人がみだりに排気機械室内に立入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
			空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。				空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。			

変 更 前		補 正 後		変更理由	
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備			・表記の見直し。  ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排風機及び排気筒の仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事とも伴わない。
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様		
排風機	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1) : 1基 排気能力約 45 800 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 2) : 1基 排気能力約 8 000 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3) : 1基 排気能力約 58 640 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 4) : 1基 排気能力約 8 800 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式  (記載なし)	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1) : 1基 排気能力約 45 800 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 2) : 1基 排気能力約 8 000 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3) : 1基 排気能力約 58 640 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 4) : 1基 排気能力約 8 800 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式  標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。			
排気筒	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 (記載なし)	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 標識：添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)		
9-3 固体廃棄施設	(省略)	9-3 固体廃棄施設	(変更なし)		
9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)		

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、試験室(1)、試験室(2)及び試験室(3)の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 <sup>(注)</sup>	試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 <sup>(注)</sup>	
試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
							<p><u>標識：人がみだりに固体廃棄施設に立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></p>	
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

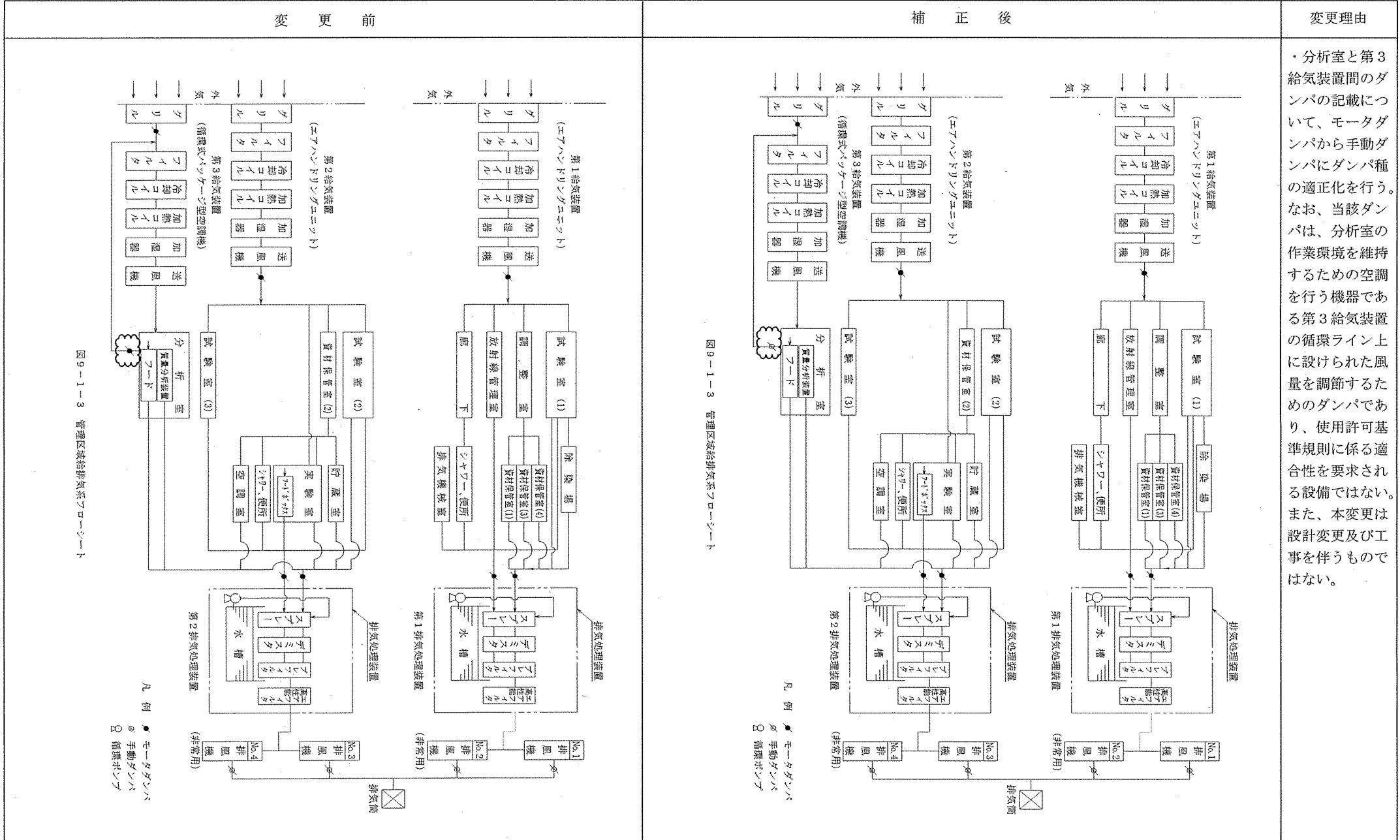


図9-1-3 管理区域給排気系フローシート

図9-1-3 管理区域給排気系フローシート

本図-1

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概 要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (省略)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概 要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (変更なし)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。)のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>4. <u>立ち入りの防止</u> (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. <u>立入りの防止</u> (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等 (<u>施設検査対象施設</u>は除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等 (<u>使用前検査対象施設</u>は除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設の地盤</u> (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下「耐震重要施設」という。)) にあつては、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても <u>当該施設検査対象施設</u> を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設の地盤</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する <u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)) にあつては、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても <u>当該使用前検査対象施設</u> を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>(記載なし)</p>	<p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識</p> <p>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p>	
	<p>23.4.2 排気設備の標識</p> <p>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>参考文献 (省略)</p>	<p>参考文献 (変更なし)</p>	
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p>	
<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26 非常用電源設備 (省略)</p>	<p>26 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。                  2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。                  3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。                  2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。                  3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本文	本-1~3
本文図面	本図-1~3
添付書類1	添1-1~9
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類2	変更なし
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に 応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

M棟

変 更 前				補 正 後				変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)				
2. 使用の目的及び方法 (省略)				2. 使用の目的及び方法 (変更なし)				
3. 核燃料物質の種類 (省略)				3. 核燃料物質の種類 (変更なし)				
4. 使用の場所 (省略)				4. 使用の場所 (変更なし)				
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)				
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)				6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)				
7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)				7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				
9-1 気体廃棄施設				9-1 気体廃棄施設				
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)				9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設 の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	気体廃棄施設 の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
M棟	鉄筋コンクリート耐火構造 地上2階  M棟1階平面図及び2階平面図をそれぞれ図9-1-2及び図9-1-3に示す。	延床面積 約957 1階 約818 2階 約139	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <b>消防法</b> に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。	M棟	鉄筋コンクリート耐火構造 地上2階  M棟1階平面図及び2階平面図をそれぞれ図9-1-2及び図9-1-3に示す。	延床面積 約957 1階 約818 2階 約139	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <b>建築基準法</b> に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。	

変 更 前				補 正 後				変更理由
給気機械室			標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4.立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	給気機械室			標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4.立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	
排気機械室		約 43	床はモルタル仕上げ、天井及び壁は各々コンクリート打放である。	排気機械室		約 43	床はモルタル仕上げ、天井及び壁は各々コンクリート打放である。	
		約 88	床はエポキシ塗装、天井は木毛板貼りであり、壁はコンクリートにペイント処理を施している。			約 88	床はエポキシ塗装、天井は木毛板貼りであり、壁はコンクリートにペイント処理を施している。	
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称		仕 様		気体廃棄設備の名称		仕 様		
建家排風機	1基	排気能力：約8 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		建家排風機	1基	排気能力：約8 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		
局所排風機	2基 (予備機1基)	排気能力：約15 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		局所排風機	2基 (予備機1基)	排気能力：約15 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		
高性能エアフィルタ	1段	捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して99.97%以上 (単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。		高性能エアフィルタ	1段	捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して99.97%以上 (単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。		
その他	1式	排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		その他	1式	排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		



変 更 前		補 正 後		変更理由
放射線管理設備 排気モニタ	1式 M棟全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：排気設備の排気系から排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	放射線管理設備 排気モニタ	1式 M棟全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：排気設備の排気系から排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上の場合は、警報が吹鳴する。	
その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ等	
その他	1式 通報設備	その他	1式 通報設備	
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)	
9-3 固体廃棄施設	(省略)	9-3 固体廃棄施設	(変更なし)	

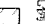

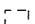
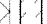

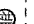

変更前	補正後	変更理由
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> : 管理区域</li> <li> : 廃棄物保管場所</li> <li> : 使用を終了し、維持管理中の設備</li> </ul>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> : 管理区域</li> <li> : 廃棄物保管場所</li> <li> : 使用を終了し、維持管理中の設備</li> <li> : 排気モニタ</li> </ul>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気モニタについて、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・階段の見直しを図るため。</p>

図 9-1-2 M棟 1階平面図

図 9-1-2 M棟 1階平面図

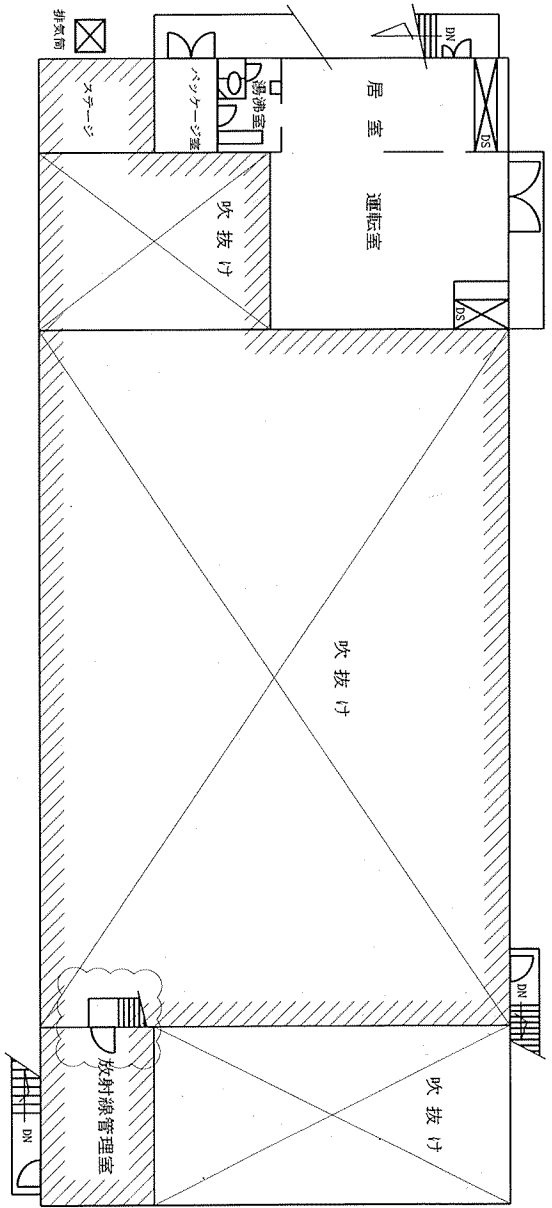
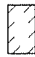
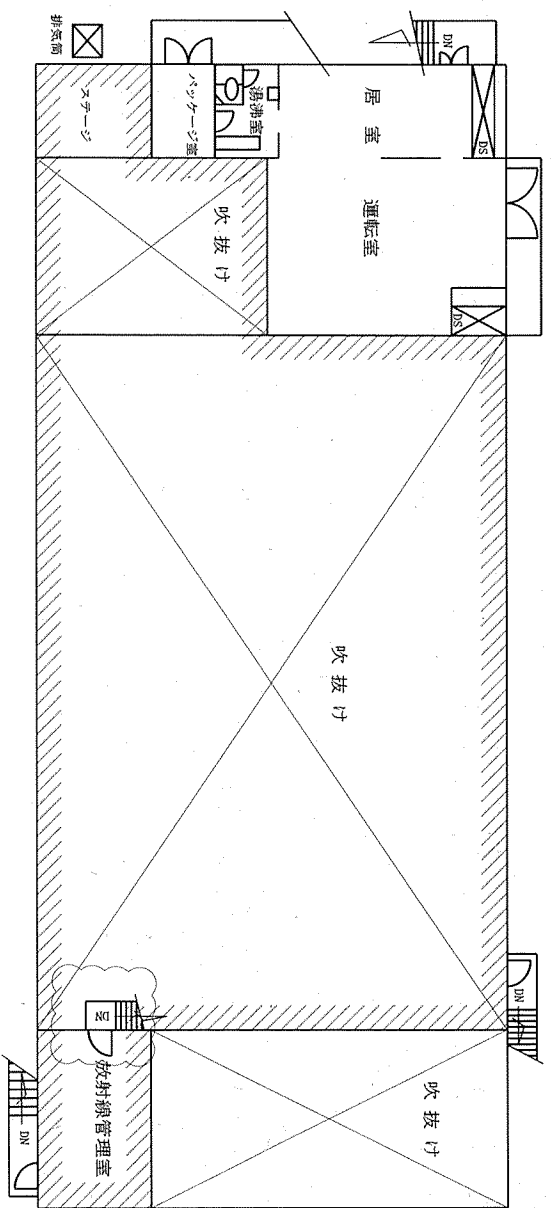

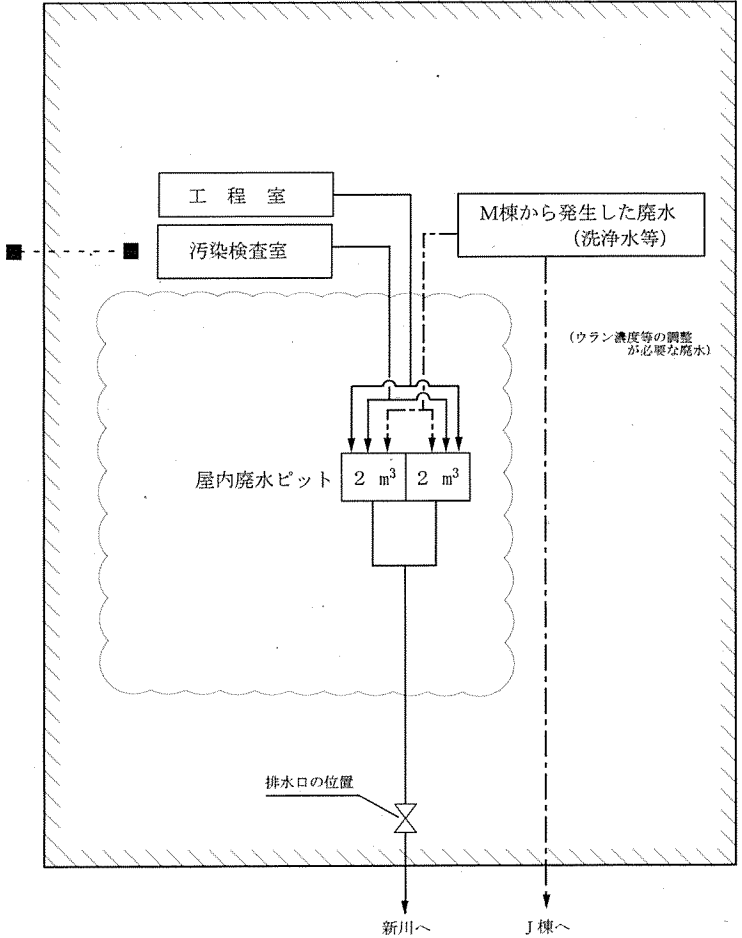
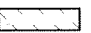
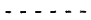
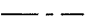

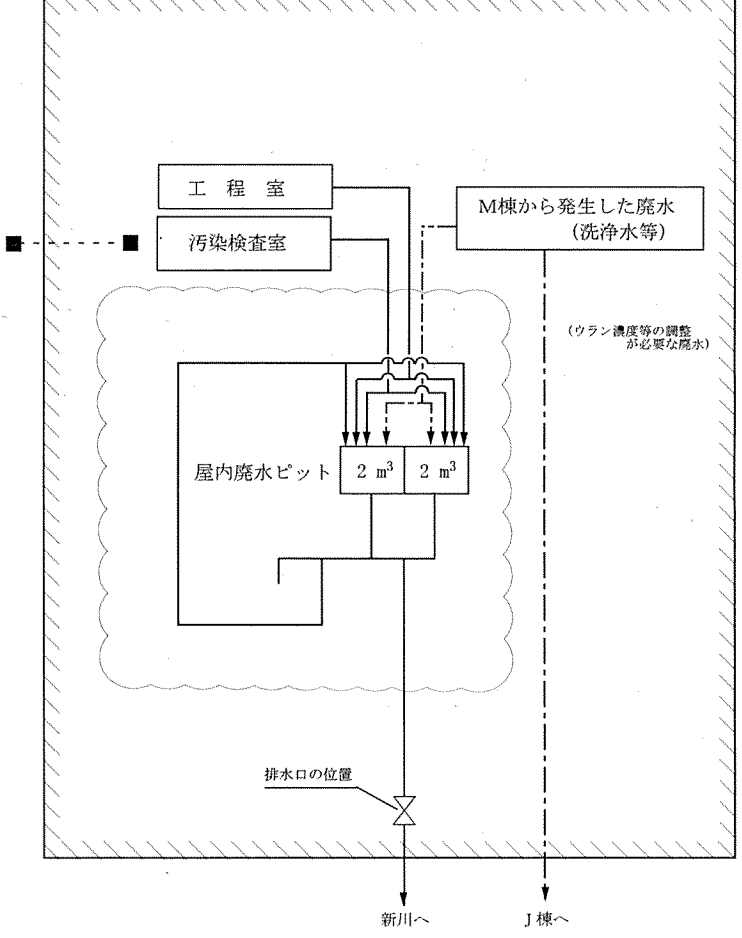
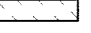

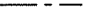

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例</p> <p> : 管理区域</p>	 <p>凡例</p> <p> : 管理区域</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の見直しを図るため。</li> </ul>

図 9-1-3 M棟 2階平面図

図 9-1-3 M棟 2階平面図

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> :管理区域</li> <li> :使用停止埋設配管</li> <li> :運 搬</li> <li> :閉止措置</li> </ul> <p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> :管理区域</li> <li> :使用停止埋設配管</li> <li> :運 搬</li> <li> :閉止措置</li> </ul> <p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、廃水を攪拌またはピット間移送を行うための循環ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>